

関東神宮創立の件

特殊資料
第三類
一般行政関係

国立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	40
	資 35



特殊資料

第三類 一般行政関係

一 関東神宮創立

昭和十三年

関東神宮は、昭和十三年四月二十日勅諭奉旨の詔、島根県松江市の
 内閣總理大臣官邸直屬文書室に於て、この創立方の工中、
 (このころ、前記、昭和十三年一月十日、内閣總理大臣官邸直屬文書室に於て、
 大伴陸田謙吉、この建議、内閣總理大臣に於て、承認せられたる)こ
 れを審査し、昭和十三年五月二十四日、内閣總理大臣より、関東神宮
 創立の旨、内閣總理大臣に於て、承認せられたる。同年六月一日、内閣告示
 第八千七百四十四号、内閣總理大臣より、関東神宮創立の旨、承認せられたる。

社務

宮務大臣

関東神宮は、昭和十三年四月二十日對滿事務司總裁、杉山元の
ら内閣總理大臣公署近衛文麿に對し、その創立方の上申が特別
(これよりさき、前年、昭和十二年十二月十日滿洲國駐劄特命全權
大使榎田謙吉より近衛内閣總理大臣に對し、稟申があつた。)こ
れを審査し、昭和十三年五月二十四日内閣總理大臣より関東神宮
創立の件に裁可を仰ぎ、同日裁可、同年六月一日内閣告示
第二号で告示し、同日宮内大臣より旨通牒す。(關日一〇九)

祭 社

社 格

天照大神

官幣大社

明治天皇

創 立

昭和十三年六月一日

所

関東州旅順市

意義

在滿邦人一般の信奉の廟社とし、民心の統一
を圖る。

総
理
府

日本標準規格B5 (十四行罫)

（の創立 利格）

神正社務の官同幣社（元来、天皇の大権事項）の付生事項
で、内閣総理大臣の審議により行われる。 経この同議は、

この天皇の特別の恩召による事については、正式上奏する事
に、内閣総理大臣の同意を得る事とする。 又、この場合（同議）
は、天皇の同意を得る事とする。 特には内閣は、

総
理
府

昭和十年六月
甲九
南東神宮
創立
湘
金
堂

昭和十年六月

矢
工

關
東
局
神
社
規
則

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社、廟宇及寺院
等ニ關スル件

大正十一年五月十五日
勅令 第二百六十二號

改正昭和九年勅令第三九五號

朕關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社、廟宇及寺院等ニ關スル
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於テ神社、廟宇及寺院教會其ノ概ノ布
教所ヲ設立、移轉、廢止又ハ併合セムトスルトキハ滿洲國駐劄特命
全權大使ノ許可ヲ受クヘシ其ノ名稱又ハ維持ノ方法ヲ變更セムトス
ルトキ亦同シ大使ハ前項ニ定ムルモノヲ除クノ外神社、廟宇及寺院
教會其ノ他ノ布教所ノ取締ニ當シ必安ナル規程ヲ設クルコトヲ得

附則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム

第一條

支那に於ける日本領土ノ行政ノ秩序ヲ維持シ
 並ニ其ノ發展ヲ促進スルニ必要ナル諸制度ヲ設
 置スルニ當リハ本令ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ
 事
 第二條
 支那に於ける日本領土ノ行政ノ最高機關
 ニシテ關東長官トシテ之ヲ設ク
 第三條
 關東長官ノ職權ハ
 一 該管ノ地方ノ行政ヲ監督シ
 二 該管ノ地方ノ官制官職ノ設置變更ノ議
 三 該管ノ地方ノ官署ノ設置變更ノ議
 四 該管ノ地方ノ官制官職ノ廢止ノ議
 五 該管ノ地方ノ官署ノ廢止ノ議
 六 該管ノ地方ノ官制官職ノ任用ノ議
 七 該管ノ地方ノ官署ノ任用ノ議
 八 該管ノ地方ノ官制官職ノ罷免ノ議
 九 該管ノ地方ノ官署ノ罷免ノ議
 十 該管ノ地方ノ官制官職ノ陞遷ノ議
 十一 該管ノ地方ノ官署ノ陞遷ノ議
 十二 該管ノ地方ノ官制官職ノ降格ノ議
 十三 該管ノ地方ノ官署ノ降格ノ議
 十四 該管ノ地方ノ官制官職ノ懲戒ノ議
 十五 該管ノ地方ノ官署ノ懲戒ノ議
 十六 該管ノ地方ノ官制官職ノ免職ノ議
 十七 該管ノ地方ノ官署ノ免職ノ議
 十八 該管ノ地方ノ官制官職ノ復職ノ議
 十九 該管ノ地方ノ官署ノ復職ノ議
 二十 該管ノ地方ノ官制官職ノ退職ノ議
 二十一 該管ノ地方ノ官署ノ退職ノ議
 二十二 該管ノ地方ノ官制官職ノ死後ノ議
 二十三 該管ノ地方ノ官署ノ死後ノ議
 二十四 該管ノ地方ノ官制官職ノ遺囑ノ議
 二十五 該管ノ地方ノ官署ノ遺囑ノ議
 二十四條
 關東長官ノ任令ハ本大臣ノ命ニ依リテ之
 ヲ行フ

大正十一年勅令第二百六十二號施行期日

大正十一年十月二十六日
關東廳令 第七十七號

大正十一年勅令第二百六十二號ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則

大正十一年十月二十六日
總令第七十八號

改正昭和十年局令第四十一號

第一條 神社ノ設立ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ氏子又ハ崇敬者
ト爲ルヘキ者三十人以上ノ連署ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ滿洲國駐節特
命全權大使ニ願出ツヘシ

一 事由

二 設立地

三 神社名

四 祭神

五 例祭日

一、神社ノ位置、面積、敷地ノ位置、
 二、神社ノ名称、
 三、神社ノ種類、
 四、神社ノ歴史、
 五、神社ノ祭神、
 六、神社ノ祭典、
 七、神社ノ境内、
 八、神社ノ管理、
 九、神社ノ関係、
 十、神社ノその他

六 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪並境内地ノ位

置、面積及面積

七 設立費及其ノ支辨方法

八 維持方法

九 神職ト爲ルヘキ者ノ氏名

十 氏子又ハ崇敬者ト爲ルヘキ者ノ戸數

十一 神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成確定期日

前項ノ規定ニ依ル續書ニハ前項第六款ノ事項及神社ノ周圍ノ狀況ヲ表示スル圖面ヲ添附スヘシ

第二條 神社ノ移轉ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ願出ツヘシ

一、由
二、移轉地
三、神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪竝境内ノ位置、面積及模様
四、移轉費及其ノ支辨方法
五、神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成豫定期日
前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第三號ノ基項及境内地周圍ノ狀況ヲ表示スル圖面ヲ添附スヘシ
第三條 神社ノ廢止又ハ併合ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ願出ツヘシ
一、由

一、由
二、移轉地
三、神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪竝境内ノ位置、面積及模様
四、移轉費及其ノ支辨方法
五、神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成豫定期日
前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第三號ノ基項及境内地周圍ノ狀況ヲ表示スル圖面ヲ添附スヘシ
第三條 神社ノ廢止又ハ併合ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ願出ツヘシ
一、由

一 第一條
二 第二條
三 第三條
四 第四條
五 第五條
六 第六條
七 第七條
八 第八條
九 第九條
十 第十條
十一 第十一條
十二 第十二條
十三 第十三條
十四 第十四條
十五 第十五條
十六 第十六條
十七 第十七條
十八 第十八條
十九 第十九條
二十 第二十條

二 廢止又ハ併合セラルヘキ神社ノ名稱及領座地

三 併合スヘキ神社ノ名稱及領座地

四 廢止又ハ併合セラルヘキ神社ノ社殿其ノ他ノ建物及財産ノ處分方法

第四條 神社ノ設立移轉又ハ併合ノ許可ヲ受ケ二年内ニ之ヲ爲ササル
トキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

神社ノ設立、移轉、併合又ハ廢止ヲ了シタルトキハ遲滯ナク大使ニ
届出ツヘシ

第五條 神社ニ於テ神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ新築、増築、移
築、改築若ハ撤去又ハ境内地ノ増減若ハ礎礎等ヲ爲サムトスルト
キハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

一、凡そ、本規則に規定する事項は、神社に於て第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

二、凡そ、本規則に規定する事項は、神社に於て第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

三、凡そ、本規則に規定する事項は、神社に於て第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

四、凡そ、本規則に規定する事項は、神社に於て第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一 事由

二 設計概要

三 所要ノ費用額及其ノ支辨方法

四 着手及竣成豫定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添付スヘシ

第六條 神社ニ於テ第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ二 祭神ノ運代ハ之ヲ公衆ニ拜觀セシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ大使ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、神社ノ境内ニ功勞アル者又ハ頌揚スヘキ實蹟アル者
ノ碑表又ハ形像ヲ建設セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ願出
テ許可ヲ受クヘシ之ヲ移轉又ハ除去セムトスルトキ亦同シ

一、由

二、碑表又ハ形像ノ位置

三、碑表又ハ形像ノ物質、形状、寸尺及其ノ地盤ノ面積

四、工事費及其ノ支辨方法

五、起工及竣工豫定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添附
スヘシ

第八條 神社ノ境内ハ其ノ神社以外ノ者ニ之ヲ使用セシムルコトヲ得

（以下は、本文の続きと思われるが、文字が非常に小さく、読み取ることが困難です。縦書きの文章が複数行にわたって記述されています。）

ス

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 一時之ヲ使用セシムルトキ

二 参拜者ノ休息所等トシテ一年内ノ期間之ヲ使用セシムルトキ

三 公益ノ目的ヲ以テ境内地ヲ損セサル範圍ニ於テ之ヲ使用セシムル

トキ

前項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ神社ノ境内ヲ使用セシムルトキ
スルトキハ神社ヨリ左ノ各號ノ事項ヲ具シ縣東州ニ在リテハ民政署
長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
一 使用ノ目的及方法
二 使用セシムヘキ場所及其ノ面積

一、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 二、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 三、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 四、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 五、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 六、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 七、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 八、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 九、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ
 十、前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ

三 使用期間

四 使用料

前二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル欄面ヲ添
 附スヘシ

第九條 神社ハ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リ
 テハ警察署長ノ指彈ヲ受ケ其ノ境内ニ關東局名ノ御札ヲ設クルコト
 ヲ得

第十條 神社ハ設立後遷滯ナク左ノ事項ヲ記載シタル神社明細書ヲ調
 製シ之ヲ大便ニ提出スヘシ

一 神社名

二 座地

一、神社ノ種類
 二、神社ノ位置
 三、神社ノ建築
 四、神社ノ境内
 五、神社ノ祭
 六、神社ノ配祀
 七、神社ノ境内地
 八、神社ノ境内地内
 九、神社ノ境内地内
 十、神社ノ境内地内
 十一、神社ノ境内地内
 十二、神社ノ境内地内

三 祭 神

四 配 祀

五 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物

六 境内 社

七 境内地内 碑表又ハ形像

八 境内 地

九 例 祭 日

十 氏子又ハ崇敬者ノ戸数

十一 維持 方法

十二 由 話 沿革

第十一條 神社ハ設立後遲滞ナク其ノ所有ニ應スル不動產及寶物ニ關

第十一條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十二條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十三條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十四條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十五條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十六條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十七條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十八條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第十九條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ
 第二十條 遺失ノ財産ハ其ノ所在ニ不明ナルモ、其ノ所在ノ推定ハ其ノ所有ノ人ノ申告ニ依リテ爲スルベシ

シ左ノ事項ヲ具シ大使ニ届出ツヘシ

一土地ニ在リテハ其ノ所在地、地目、段別又ハ坪數及境内地又ハ境

外地ノ區別

二建物ニ在リテハ其ノ位置、名稱、構造、建築又ハ間數及境内地ニ

在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ區別

三資物ニ在リテハ名稱、員數、形狀、品質、寸尺、作者及傳來

前項ノ届出ヲ爲シタル後届出テタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度遅滞ナク届出ツヘシ

第十二條 神社ハ財産繼承ヲ備ヘ其ノ所有ニ屬スル不動産及資物ニ關

シ前條各號ノ事項ヲ記載スヘシ

第十三條 神社ニ於テ其ノ建物ノ全部若ハ一部又ハ其ノ資物ヲ亡失シ

第十四條 神社ニ於テ社殿ノ要部ヲ亡失シタル後二年内ニ之ヲ再建セ
サルトキハ其ノ設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 神社ノ財産ノ管理其ノ他重要ナル事項ニ付テハ秘職ハ氏子
總代又ハ崇敬者總代ト協議シテ之ヲ處理スヘシ

神社ニ於テ其ノ所有ニ屬スル不動産又ハ資物ニ付賣却、貸付其ノ他
ノ處分ヲ爲サムトスルトキ又ハ負債ヲ爲サムトスルトキハ其ノ理由
ヲ具シ大便ニ提出テ認可ヲ受クヘシ

第十五條ノ二 神社ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
一日ニ終ルヘシ

第十五條ノ三 神社ハ毎會計年度ノ收入支出決算ヲ定メ年度開始一月

タルトキハ其ノ日時及額宋ヲ具シ遅滞ナク大便ニ届出ツヘシ

第十四條 神社ニ於テ社殿ノ要部ヲ亡失シタル後二年内ニ之ヲ再建セ
サルトキハ其ノ設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 神社ノ財産ノ管理其ノ他重要ナル事項ニ付テハ秘職ハ氏子
總代又ハ崇敬者總代ト協議シテ之ヲ處理スヘシ

神社ニ於テ其ノ所有ニ屬スル不動産又ハ資物ニ付賣却、貸付其ノ他
ノ處分ヲ爲サムトスルトキ又ハ負債ヲ爲サムトスルトキハ其ノ理由
ヲ具シ大便ニ提出テ認可ヲ受クヘシ

第十五條ノ二 神社ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
一日ニ終ルヘシ

第十五條ノ三 神社ハ毎會計年度ノ收入支出決算ヲ定メ年度開始一月

前二關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條ノ四 神社ハ毎會計年度ノ收入支出決算書ヲ作成シ年度經過後二月内ニ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ報告スヘシ

第十六條 神社ノ神職ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ営リ且庶務ニ從事スヘシ神職ハ宗教上ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十七條 神職ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ推薦スヘシ前項ノ規定ニ依リ推薦ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ願出テ就職ノ認可ヲ受クヘシ

一氏名、履歷

前二關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條ノ四 神社ハ毎會計年度ノ收入支出決算書ヲ作成シ年度經過後二月内ニ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ報告スヘシ

第十六條 神社ノ神職ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ営リ且庶務ニ從事スヘシ神職ハ宗教上ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十七條 神職ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ推薦スヘシ前項ノ規定ニ依リ推薦ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ願出テ就職ノ認可ヲ受クヘシ

一氏名、履歷

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

二俸給又ハ手當額

三他ノ神社ヨリ兼務スル者ニ在リテハ其ノ事項

前項ノ期定ニ依ル願書ニハ資格ヲ證明スル書類ヲ添附スヘシ

第十八條 滿二十年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ非サレハ

神職ト爲ルコトヲ得ス

一神宮皇學館ノ本科、專科又ハ普通科ヲ卒業シタル者

二師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ國史若ハ國語科ノ教員免許狀

ヲ有スル者ニシテ祭式ヲ修メタル者

三中學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ノ卒業證書ヲ有スル者ニシ

テ祭式ヲ修メタル者

四内務大臣ノ委託ニ依リ陳設シタル皇典講究所神職養成部神職教習

一、凡そ、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

科ヲ卒業シタル者

五皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階ヲ付與シタル者

六内務省、北海道廳、府縣廳、朝鮮總督府、臺灣總督府、滿東局及樺太廳ニ於テ執行シタル神職高等試験又ハ尋常試験ノ合格證書ヲ有スル者

七判任官待遇以上ノ職ニ在リタル者ニシテ祝詞作文及儀式ヲ修メタル者

八現ニ社掌以上ノ職ニ在ル者

九五年以上神職ノ職員トシテ奉職シ現ニ其ノ職ニ在ル者

第十九條 神職死亡シタルトキハ他ノ神職ヨリ、神職在ラサルトキハ

神職退職セムトスルトキハ氏子總代又ハ崇敬者總代三人以上ノ連署
ヲ以テ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ認可ヲ受クヘシ
神職死亡若ハ退職シ又ハ病氣ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルニ
リタルトキハ過滯ナク後任者ヲ推薦スヘシ
第二十條 神職交代シタルトキハ過滯ナク氏子總代又ハ崇敬者總代ノ
立會ヲ以テ社務ノ引繼ヲ爲シ後任神職ヨリ其ノ頭末ヲ關東州ニ在リ
テハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ報告スヘシ
第二十條ノ二 神職二十日以上ニ亙ル旅行ヲ爲サムトスルトキハ關東
州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ其
ノ旨ヲ届出ツヘシ

氏子總代又ハ崇敬者總代ヨリ大使ニ届出ツヘシ
神職退職セムトスルトキハ氏子總代又ハ崇敬者總代三人以上ノ連署
ヲ以テ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ認可ヲ受クヘシ
神職死亡若ハ退職シ又ハ病氣ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルニ
リタルトキハ過滯ナク後任者ヲ推薦スヘシ
第二十條 神職交代シタルトキハ過滯ナク氏子總代又ハ崇敬者總代ノ
立會ヲ以テ社務ノ引繼ヲ爲シ後任神職ヨリ其ノ頭末ヲ關東州ニ在リ
テハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ報告スヘシ
第二十條ノ二 神職二十日以上ニ亙ル旅行ヲ爲サムトスルトキハ關東
州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ其
ノ旨ヲ届出ツヘシ

ノ他不適任ト認ムル行爲アリタルトキハ其ノ退職ヲ命スルコトアル
ヘシ

第二十二條 神職ノ服裝ハ正裝、禱裝、常裝ノ三種トス

正裝ハ衣冠ヲ著クルヲ謂ヒ皇族參拜ノトキ及大祭ニ着用ス

禱裝ハ齋服ヲ著クルヲ謂ヒ中祭ニ着用ス

常裝ハ狩衣又ハ淨衣ヲ著クルヲ謂ヒ小祭、日拜及恒例トシテ行フ式
等ニ着用ス

第二十三條 神社ノ氏子又ハ崇敬者ハ神社設立後過半ナク各三人以上
ノ總代ヲ推選スヘシ氏子又ハ崇敬者總代ハ其ノ住所氏名ヲ關東州ニ
在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ届出ツ

第二十一條 神職其ノ職責ヲ怠リ若ハ其ノ體面ヲ汚シタルトキ又ハ其
ノ他不適任ト認ムル行爲アリタルトキハ其ノ退職ヲ命スルコトアル
ヘシ

第二十二條 神職ノ服裝ハ正裝、禱裝、常裝ノ三種トス

正裝ハ衣冠ヲ著クルヲ謂ヒ皇族參拜ノトキ及大祭ニ着用ス

禱裝ハ齋服ヲ著クルヲ謂ヒ中祭ニ着用ス

常裝ハ狩衣又ハ淨衣ヲ著クルヲ謂ヒ小祭、日拜及恒例トシテ行フ式
等ニ着用ス

第二十三條 神社ノ氏子又ハ崇敬者ハ神社設立後過半ナク各三人以上
ノ總代ヲ推選スヘシ氏子又ハ崇敬者總代ハ其ノ住所氏名ヲ關東州ニ
在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ届出ツ

第一條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第二條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第三條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第四條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第五條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第六條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第七條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第八條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第九條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第十條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ
第十一條 凡そ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ

ヘシ

氏子總代又ハ崇敬者總代ハ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ須屆ニ遵奉スヘシ

第二十四條 氏子總代又ハ崇敬者總代ニシテ不適任ト認めル者アルト
キハ該東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察
署長ハ之ヲ改選セシムルコトヲ得

第二十五條 許可ヲ受ケスシテ神社ヲ設立、移轉、廢止若ハ併合シタ
ル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ料科ニ處ス

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前許可ヲ受ケ設立シタル神社ハ本令ニ依リ之ヲ設立シタルモ

前項ノ神社ハ本令ノ施行後二月内ニ第十條、第十一條及第二十三條ノ
手續ヲ爲スヘシ
前項ノ神社ニシテ神殿、拜殿及鳥居ノ設備ヲ有セサルモノニ在リテハ
本令施行後二年内ニ之ヲ完備スヘシ

ノト看做ス

前項ノ神社ハ本令ノ施行後二月内ニ第十條、第十一條及第二十三條ノ
手續ヲ爲スヘシ
前項ノ神社ニシテ神殿、拜殿及鳥居ノ設備ヲ有セサルモノニ在リテハ
本令施行後二年内ニ之ヲ完備スヘシ

關東州及兩滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ祭祀儀式行幕作法恒例式及新戒ニ關スル規程

昭和三年五月十一日內務省訓令第一號官廳幣社以下神社祭祀會ヲ
內務局長通牒

第一條 神社ノ祭祀ハ大正三年勅令第一號官廳幣社以下神社祭祀會ヲ準用ス

第二條 神社ノ祭祀ハ大正三年內務省令第四號官廳幣社以下神社祭祀會ニ準用ス

第三條 神社ノ祭祀行幕作法ハ明治四十年內務省告示第七十六號神社祭祀行幕作法ヲ準用ス

第四條 神社ニ於テ行フ恒例式ハ大正三年內務省訓令第二號官廳幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式第二條ヲ準用ス

別項ノ神社遷葬及大祓次第ハ大正三年內務省訓令第四號官廳幣社以

關東州及南滿洲鐵道附屬地神社神職奉務規程

昭和三年五月十一日關學第六九九號
內務局長通牒

第一條 神職ハ平素國典ヲ究メ國體ヲ辨シ極行ヲ正シクシテ衆庶ノ儀
喪トナリ躬行實踐以テ本務ヲ完ウスヘシ

第二條 祭典ハ國家神倫ノ標準タルヲ以テ齊肅恭敬ヲ旨トシ報本反始
ノ誠實ヲ表スヘシ

第三條 神職ハ社殿及境内ノ清潔修繕ニ注意シ神社ノ尊嚴ヲ保持スル
ニ努ムヘシ

第四條 火災盜難等ノ豫防ニ付テハ局到嚴密ヲ期シ常ニ警戒注意ヲ爲
スヘシ

第五條 神社所藏ノ寶物、貴重品、古文書等ニ付テハ嚴重ニ整理保存

第一條 神社事務官ノ職務ニ關シテハ
第二條 神社事務官ノ任用及免職ノ手續
第三條 神社事務官ノ考課ノ手續
第四條 神社事務官ノ懲戒ノ手續
第五條 神社事務官ノ退職ノ手續
第六條 神社事務官ノ俸給ノ規定
第七條 神社事務官ノ退職金ノ規定
第八條 神社事務官ノ退職後ノ待遇
第九條 神社事務官ノ退職後ノ職名
第十條 神社事務官ノ退職後ノ職名

スヘシ

第六條 神職ハ神社金品ノ出納及財産ノ管理ニ關シ平素其ノ會計收支
ヲ明確ニシ苟モ公私混淆ノ嫌アルヘカラス
第七條 神職ハ常ニ境内ノ樹木ニ付絲線ナル風致ヲ保ツニ努メ其ノ所
屬林園ニ付テハ保護植栽ヲ辦ルヘカラス
第八條 神職ハ常ニ氏子及崇敬者ノ敬奉皇ノ思慮ヲ助長シ兼ネテ地
方風教ノ肅正ヲ期スヘシ

神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件
大正十二年十月二日閣議第一〇六八號
内務局長通牒

神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

大正十二年十月二日閣議第一〇六八號
内務局長通牒

標記ノ件ニ就テハ從來各地方ニ於テ適宜措置相成居候處自今別紙標準
ニ依リ可然御取計相煩度尤モ神職ノ給與ニ就テハ社務ノ狀況等ヲ斟酌
シ更ニ充分調査ヲ爲ス必要有之ヤニ存候得共差當リ別紙ニ基キ神職ヲ
シテ其ノ職分ヲ全ウシ一面社務ノ整齊ヲ期セシメラレ度此段及通牒候
追テ別紙標準各社ヘ一紙宛御配付相成居候

「別紙」

神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

一 俸 給

一 神職ノ俸給ハ月俸トシ七十圓以上二百圓以下ノ範圍ニ於テ適宜當該
神社ヨリ之ヲ支給スルコト

二月俸百圓以上ノ神職ニ對シテハ在職一年以上ノ經過スルニ非サレハ
増給セサルコト

三 三年以上月俸二百圓ヲ受ケ功績顯著ナル者ニ對シテハ社務ノ狀況ニ
應ジ月俸二百五十圓迄支給スルコトヲ得

四 神職他ノ神職ヲ兼ヌルトキハ富該神社ヨリ兼務手當ヲ支給スルコト
兼務手當ハ月額トシ五圓以上タルコト

五 神社ハ神職ノ月俸又ハ兼務手當ノ外社務ノ状況ニ應シ手當ヲ加給スルコトヲ得

二 給與金

一 滿一年以上神職ニ奉仕シタル者疾病其ノ能ノ事情ニ因リ退職シタル場合ハ當該神社ヨリ退職手當ヲ給與スルコト

退職手當ハ最終俸給ノ十分ノ五ニ奉仕年數ヲ乘シタル金額以上タルコト

二 神職奉仕中死亡シタルトキハ前號退職手當ノ外當該神社ハ社務ノ状況ニ應シテ成ルヘク柩運ノ死亡手當ヲ其ノ遺族ニ給與スルコト

三 神職社務ノ爲ニ傷疾疾病ヲ受ケ又ハ其ノ他災禍ニ罹リタルトキハ當該神社ハ其ノ傷疾疾病又ハ災禍ノ修費ニ應シテ成ルヘク療治ノ費

又ハ相寓ノ敷簾料ヲ支給スルコト
四神懸ニ給與スヘキ年末慰勞金八月俸又ハ兼務手當月額ノ十割以上三十割以下トスルコト
三 旅 費
一 神職社務ノ爲旅行シタルトキハ當該神社ヨリ支給スヘキ旅費額ハ實費ニ依ルコト
二 特殊ノ事情アルモノニシテ日當、宿泊料及車馬賃ニ就キ定額旅費ヲ支給スルトキハ左ノ金額ヲ超エサルコト
日當（一日ニ付）五圓、宿泊料（一夜ニ付）十圓、車馬賃（一里ニ付）一圓二十錢

又ハ相寓ノ敷簾料ヲ支給スルコト
四神懸ニ給與スヘキ年末慰勞金八月俸又ハ兼務手當月額ノ十割以上三十割以下トスルコト
三 旅 費
一 神職社務ノ爲旅行シタルトキハ當該神社ヨリ支給スヘキ旅費額ハ實費ニ依ルコト
二 特殊ノ事情アルモノニシテ日當、宿泊料及車馬賃ニ就キ定額旅費ヲ支給スルトキハ左ノ金額ヲ超エサルコト
日當（一日ニ付）五圓、宿泊料（一夜ニ付）十圓、車馬賃（一里ニ付）一圓二十錢

昭和十一年九月

關東州及南鐵附屬地神社行政概要

關東局 司政 部 行 政 課

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to low contrast and blurriness.)

一、神社ノ沿革

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ創建ハ夙ニ軍政時代ニ應
ス即チ明治三十八年十一月時ノ軍政體ニ於テ神宮造拜殿トシテ安東
ニ安東太神宮ヲ建立シタルヲ以テ嚆矢トス之レ現今ノ安東神社ノ起
源ナリ

而シテ日露ノ役終局ヲ告グルヤ此ノ地ニ來住スル邦人日ニ月ニ増加
發展スルニ及ビ既風ヲ維持シ團體ノ精華ヲ發揚セシカ爲滿蒙的崇敬、
精神的開始ノ中心タルヘキ神社奉養ノ議漸次旺盛ト爲リ逐年各地ニ
神社ヲ創建奉祀スルニ至レリ今年代別ニ神社ノ創立ヲ數フルニ明治
年代ニ於テ八九社、大正年代ニ終テハ三十二社、昭和年代ニ於テハ
三社合計四十四社ノ靈座ヲ見タルテ就中大正四年爾大典記念ノ意味

ヲ以テ建設セラレタルモノ多シ
之等神社ノ設備ハ區々ニシテ統一セラレタル標準ナク大体内地ノ例
ニ倣ヒ神殿、拜殿、社務所、鳥居等ヲ完備スルモノアレトモ設立當
初ハ氏子數一較ニ少數ナル爲ニ維持經營概ネ困難ナルヲ免レシテ其
ノ施設ヲ完フシ得サル向勢カラサリシモ居留邦人ノ増加發展ニ伴ヒ
神社ノ經營モ漸次良好トナリ逐年設備ノ充實ヲ見ルヲ通例トシタリ
大正十一年五月勅令第二六二號ニ基キ同年十月陸東廳令ヲ以テ關東
州及南滿洲鐵道附屬地神社規則制定セラレ茲ニ始メテ之等ノ施設ニ
對シテ一定ノ規準ヲ定メ神社トシテノ尊嚴ト体裁トヲ具備シ國家ノ
宗祀タルニ相成セシムル方針ヲ採リ從前不完備ノ神社ニ對シテモ亦
漸次之力改善ヲ促ス所アリタリ

滿洲ニ於ケル神社ノ祭典ハ總攬神タル天照大照皇太神ヲ奉齋スルモ
ノヲ主トシ祀ニ若干ノ神社ヲ奉祀ス大國主神ハ開拓遺夢ノ神トシテ
尊崇セラレ國民地ニ濟キ奉ツル關係上南滿洲ニ於テモ其ノ例ニ從フ
モノアリ其ノ他明治天皇、皇代主神、靖國神、應神天皇等ヲ祭神ト
スルモノアリ祭祀ニ關シテハ内地ノ例ヲ斟酌シ且滿洲ノ事情ヲ考慮
シ適宜之ヲ行ヒ祭典ハ之ヲ大祭、中祭、小祭ニ區分シ其ノ祭祀祭式
ハ固ヨリ舊例式及神祇ノ齋戒ニ關シテハ關東關西ノ定ムル所ニ從ヒ大
体官國幣社以下神社ノ祭典ニ則レリ

維持管理ニ關シテハ内地ニ於ケル府縣社以下神社ノ經費ハ悉テ氏子
ノ負擔ナルガ如ク滿洲ノ神社モ其ノ大部分ハ氏子又ハ崇敬者ノ負擔
ニ依ルヲ原則トスルモ滿鐵附屬地神社ニシテ氏子簡賚無カリシ時代

ニ於テハ居留民團ニ於テ、之方廢止後ハ滿鐵會社ニ於テ維持管理ヲ
爲シタルコトアリ一般ニ經費ノ財源ハ賽錢、御初穂料、基本財産收
入、寄附金、補助金、神饌幣帛料及氏子ノ供進金等ナルモ滿鐵附屬
地ニ於ケル内地人ハ少數ノ官吏ト長商工業者ヲ除キ大部分滿鐵會社
ノ關係者ナレハ從テ滿鐵會社側ト神社トハ頗ル密接ナル關係ヲ有シ
神社ノ創立、移轉等ニハ常ニ多大ノ援助ヲ與ヘ且毎年度經常費中へ
相當ノ補助並ニ神饌幣帛料ヲ供進スルヲ例トス

神職ハ一神社一人以上ヲ置クヲ原則トスルモ維持經營並ニ氏子崇敬
者等ノ關係上專任者ヲ置クコト能ハサルモノアリシモ漸次増置ヲ見
ルニ至レリ然レトモ現在神社四十四社ニ對シ神職ハ三十二人ニシテ
專任神職ヲ置ケル神社ハ二十一社ニ過キス他ノ二十三社ハ全部之等

神職ニ於テ禁務奉仕シツツアリ
神職ノ名稱ハ官司、社司、社掌又ハ神職等區々ナリシモ大正十二年
ヨリ總テ之ヲ神職ト稱呼シ且其ノ資格ヲモ規定シ今日ニ至レリ
二、神社ノ法律上ノ性質
管内ニ於ケル神社ノ法律上ノ性質ニ關シテハ現行法上直接ニ之ヲ明
カニシタル神社法規存在セズ今内地ニ於ケル神社ト比較シ主要ナル
相違點ヲ列挙スレハ左ノ如シ

(一) 神社財産登録制度
内地ハ神社財産ニ關スル件(明治四十一年法律第二十三號)ニ依
リ神社ニ屬スル不動産(社殿、社有境内地、境外社有地、職員住
宅等神社所有ノ一切ノ土地又ハ建物)及寶物ヲ神社財産トシ神社

（一）
神社の財産を管理し、その利益を神社に帰属せしめ、神社の祭祀に充てることとする。神社の財産は、神社の祭祀に充てるため、その利益を神社に帰属せしめ、神社の祭祀に充てることとする。神社の財産は、神社の祭祀に充てるため、その利益を神社に帰属せしめ、神社の祭祀に充てることとする。

所在地ノ地方廳ニ備フル神社財産登錄臺帳ニ登錄シ法律上特別ノ保護ヲ與ヘ且財産權ノ主体トシテ神社其物ニ權利義務ノ主体タリ得ル人格ヲ法律上附與シ居ルガ管内ニ於ケル神社ハ其ノ所有ニ屬スル不動産及寶物ニ關シテハ單ニ届出主税ヲ採ルノミニシテ之ガ處分ヲ爲サントスルトキハ大吏ノ認可ヲ受クルモノトシ別ニ神社財産登錄ノ制度ヲ設ケス從テ神社ガ財産權ノ主体タリ得ルヤ否ヤ不明瞭ナリ

（二）
社 格

内地ハ明治四年五月太政官布告「官社以下定額及神官職員規則」ニ依リ官將社ヨリ無格社ニ至ル迄夫々神社ノ待遇上ノ資格ヲ判然ト區分シアルモ管内ニハ未ダ社格ノ制度ナク各神社共其ノ資格ニ

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

關シテハ何等ノ區別ナシ

（三） 職 職

内地ニ於ケル神職ハ何レモ國家ヨリ任命セラレ官吏又ハ官吏待遇ノ身分ヲ有シ從テ服務、分限、感戒、俸給、旅費、恩給等ニ關シテモ國家ノ定ムル法規ニ服スルコト官吏ト同様ナルモ管内ニ於ケル神職ハ資格ニ關シテハ一定ノ制限ヲ設ケタル^{官吏ハ}官吏待遇タル身分ヲ有セス從テ官吏ヲ稱提トスル一切ノ法律關係ニ服セザルモノトス

（四） 國庫供進金制度

内地ハ官國幣社ニ關シテハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ一定ノ金額ヲ供進スル制度ヲ設ケアルモ管内ニハ未ダ斯ノ如キ制度

ナク新設、大連市等ヨリ補助金ノ名義ヲ以テ神社ノ經營ヲ補助ス
ル程度ニ過キス

要スルニ管内ニ於ケル神社ニ關スル法規ハ僅カニ大正十一年勅令第
二百六十二號「關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社、廟宇及寺
院等ニ關スル件」及大正十一年關東廳令第七十八號「關東州及南滿
洲鐵道附屬地神社規則」アルノミニシテ神社ニ關スル法律上ノ性質
極メテ不明瞭ユシテ祭祀、祭式等ノ奉仕ニ關シテハ大体内地ニ準シ
取扱ヘルモ内地神社ノ如キ公法上ノ營造物法人タル性質ヲ明記セル
法令存在セス僅カニ前掲ニ法令ニ依リ内地神社ノ法律上ノ性質ヲ類
推シ以テ公法上ノ營造物法人類似ノモノト解釋シ得ルノ程度ニ過キ
ス

三、神社ノ現況（神社名、神社数、場所、創立年月、設備）
別紙第一號及第二號ノ通

四、祭 神
別紙第一號ノ通

五、祭祀（祭式、神饌幣帛、祭祀参列、制服等）
ノ 祭 式

大正三年内務省令第四號官廳幣帛以下神社祭式ヲ準用ス

2 神饌幣帛

神饌幣帛供進ニ關スル制度ナキモ關東州内神社ニ在リテハ關東州
地方費中ヨリ民政署（旅順派ク）ニ於テ毎年若干宛供進スルノ外
大連市内三神社ニ對シテハ大連市及滿鐵會社ヨリ若干供進スルヲ

恒例トス 函館附屬地内神社ニ在リテハ 函館（各地方事務所ヲ通シ
 テ）及其ノ地所在ノ會社団体ヨリ若干宛供進シツツアリ
 右ノ外各神社共個人又ハ団体ノ正式参拜者ヨリ幣帛ノ供進アルヲ
 通常トス

3. 祭祀参列

各神社ニ依リ又大祭、中祭、小祭、恒例祭等祭祀ノ種別ニ依リ之
 ガ参列者ハ一様ナラサレトモ其ノ主ナル者ヲ擧タレハ左ノ如シ

(1) 函館東州内神社

民政署長、参事署長、市長、市會議員、函館會社代表者、學校
 長、現役軍人代表、在郷軍人代表、氏子總代及總代長其ノ他

(2) 函館附屬地内神社

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、
 一百一、
 一百二、
 一百三、
 一百四、
 一百五、
 一百六、
 一百七、
 一百八、
 一百九、
 二百、
 二百一、
 二百二、
 二百三、
 二百四、
 二百五、
 二百六、
 二百七、
 二百八、
 二百九、
 三百、
 三百一、
 三百二、
 三百三、
 三百四、
 三百五、
 三百六、
 三百七、
 三百八、
 三百九、
 四百、
 四百一、
 四百二、
 四百三、
 四百四、
 四百五、
 四百六、
 四百七、
 四百八、
 四百九、
 五百、
 五百一、
 五百二、
 五百三、
 五百四、
 五百五、
 五百六、
 五百七、
 五百八、
 五百九、
 六百、
 六百一、
 六百二、
 六百三、
 六百四、
 六百五、
 六百六、
 六百七、
 六百八、
 六百九、
 七百、
 七百一、
 七百二、
 七百三、
 七百四、
 七百五、
 七百六、
 七百七、
 七百八、
 七百九、
 八百、
 八百一、
 八百二、
 八百三、
 八百四、
 八百五、
 八百六、
 八百七、
 八百八、
 八百九、
 九百、
 九百一、
 九百二、
 九百三、
 九百四、
 九百五、
 九百六、
 九百七、
 九百八、
 九百九、
 一千、
 一千一、
 一千二、
 一千三、
 一千四、
 一千五、
 一千六、
 一千七、
 一千八、
 一千九、
 二千、
 二千一、
 二千二、
 二千三、
 二千四、
 二千五、
 二千六、
 二千七、
 二千八、
 二千九、
 三千、
 三千一、
 三千二、
 三千三、
 三千四、
 三千五、
 三千六、
 三千七、
 三千八、
 三千九、
 四千、
 四千一、
 四千二、
 四千三、
 四千四、
 四千五、
 四千六、
 四千七、
 四千八、
 四千九、
 五千、
 五千一、
 五千二、
 五千三、
 五千四、
 五千五、
 五千六、
 五千七、
 五千八、
 五千九、
 六千、
 六千一、
 六千二、
 六千三、
 六千四、
 六千五、
 六千六、
 六千七、
 六千八、
 六千九、
 七千、
 七千一、
 七千二、
 七千三、
 七千四、
 七千五、
 七千六、
 七千七、
 七千八、
 七千九、
 八千、
 八千一、
 八千二、
 八千三、
 八千四、
 八千五、
 八千六、
 八千七、
 八千八、
 八千九、
 九千、
 九千一、
 九千二、
 九千三、
 九千四、
 九千五、
 九千六、
 九千七、
 九千八、
 九千九、
 一万、
 一万一、
 一万二、
 一万三、
 一万四、
 一万五、
 一万六、
 一万七、
 一万八、
 一万九、
 二万、
 二万一、
 二万二、
 二万三、
 二万四、
 二万五、
 二万六、
 二万七、
 二万八、
 二万九、
 三万、
 三万一、
 三万二、
 三万三、
 三万四、
 三万五、
 三万六、
 三万七、
 三万八、
 三万九、
 四万、
 四万一、
 四万二、
 四万三、
 四万四、
 四万五、
 四万六、
 四万七、
 四万八、
 四万九、
 五万、
 五万一、
 五万二、
 五万三、
 五万四、
 五万五、
 五万六、
 五万七、
 五万八、
 五万九、
 六万、
 六万一、
 六万二、
 六万三、
 六万四、
 六万五、
 六万六、
 六万七、
 六万八、
 六万九、
 七万、
 七万一、
 七万二、
 七万三、
 七万四、
 七万五、
 七万六、
 七万七、
 七万八、
 七万九、
 八万、
 八万一、
 八万二、
 八万三、
 八万四、
 八万五、
 八万六、
 八万七、
 八万八、
 八万九、
 九万、
 九万一、
 九万二、
 九万三、
 九万四、
 九万五、
 九万六、
 九万七、
 九万八、
 九万九、
 十万、
 十万一、
 十万二、
 十万三、
 十万四、
 十万五、
 十万六、
 十万七、
 十万八、
 十万九、
 十一万、
 十一万一、
 十一万二、
 十一万三、
 十一万四、
 十一万五、
 十一万六、
 十一万七、
 十一万八、
 十一万九、
 十二万、
 十二万一、
 十二万二、
 十二万三、
 十二万四、
 十二万五、
 十二万六、
 十二万七、
 十二万八、
 十二万九、
 十三万、
 十三万一、
 十三万二、
 十三万三、
 十三万四、
 十三万五、
 十三万六、
 十三万七、
 十三万八、
 十三万九、
 十四万、
 十四万一、
 十四万二、
 十四万三、
 十四万四、
 十四万五、
 十四万六、
 十四万七、
 十四万八、
 十四万九、
 十五万、
 十五万一、
 十五万二、
 十五万三、
 十五万四、
 十五万五、
 十五万六、
 十五万七、
 十五万八、
 十五万九、
 十六万、
 十六万一、
 十六万二、
 十六万三、
 十六万四、
 十六万五、
 十六万六、
 十六万七、
 十六万八、
 十六万九、
 十七万、
 十七万一、
 十七万二、
 十七万三、
 十七万四、
 十七万五、
 十七万六、
 十七万七、
 十七万八、
 十七万九、
 十八万、
 十八万一、
 十八万二、
 十八万三、
 十八万四、
 十八万五、
 十八万六、
 十八万七、
 十八万八、
 十八万九、
 十九万、
 十九万一、
 十九万二、
 十九万三、
 十九万四、
 十九万五、
 十九万六、
 十九万七、
 十九万八、
 十九万九、
 二十万、
 二十万一、
 二十万二、
 二十万三、
 二十万四、
 二十万五、
 二十万六、
 二十万七、
 二十万八、
 二十万九、
 二十一万、
 二十一万一、
 二十一万二、
 二十一万三、
 二十一万四、
 二十一万五、
 二十一万六、
 二十一万七、
 二十一万八、
 二十一万九、
 二十二万、
 二十二万一、
 二十二万二、
 二十二万三、
 二十二万四、
 二十二万五、
 二十二万六、
 二十二万七、
 二十二万八、
 二十二万九、
 二十三万、
 二十三万一、
 二十三万二、
 二十三万三、
 二十三万四、
 二十三万五、
 二十三万六、
 二十三万七、
 二十三万八、
 二十三万九、
 二十四万、
 二十四万一、
 二十四万二、
 二十四万三、
 二十四万四、
 二十四万五、
 二十四万六、
 二十四万七、
 二十四万八、
 二十四万九、
 二十五万、
 二十五万一、
 二十五万二、
 二十五万三、
 二十五万四、
 二十五万五、
 二十五万六、
 二十五万七、
 二十五万八、
 二十五万九、
 二十六万、
 二十六万一、
 二十六万二、
 二十六万三、
 二十六万四、
 二十六万五、
 二十六万六、
 二十六万七、
 二十六万八、
 二十六万九、
 二十七万、
 二十七万一、
 二十七万二、
 二十七万三、
 二十七万四、
 二十七万五、
 二十七万六、
 二十七万七、
 二十七万八、
 二十七万九、
 二十八万、
 二十八万一、
 二十八万二、
 二十八万三、
 二十八万四、
 二十八万五、
 二十八万六、
 二十八万七、
 二十八万八、
 二十八万九、
 二十九万、
 二十九万一、
 二十九万二、
 二十九万三、
 二十九万四、
 二十九万五、
 二十九万六、
 二十九万七、
 二十九万八、
 二十九万九、
 三十万、
 三十一万、
 三十二万、
 三十三万、
 三十四万、
 三十五万、
 三十六万、
 三十七万、
 三十八万、
 三十九万、
 四十万、
 四十一万、
 四十二万、
 四十三万、
 四十四万、
 四十五万、
 四十六万、
 四十七万、
 四十八万、
 四十九万、
 五十万、
 五十一万、
 五十二万、
 五十三万、
 五十四万、
 五十五万、
 五十六万、
 五十七万、
 五十八万、
 五十九万、
 六十万、
 六十一万、
 六十二万、
 六十三万、
 六十四万、
 六十五万、
 六十六万、
 六十七万、
 六十八万、
 六十九万、
 七十万、
 七十一万、
 七十二万、
 七十三万、
 七十四万、
 七十五万、
 七十六万、
 七十七万、
 七十八万、
 七十九万、
 八十万、
 八十一万、
 八十二万、
 八十三万、
 八十四万、
 八十五万、
 八十六万、
 八十七万、
 八十八万、
 八十九万、
 九十万、
 九十一万、
 九十二万、
 九十三万、
 九十四万、
 九十五万、
 九十六万、
 九十七万、
 九十八万、
 九十九万、
 一百万

地方事務所長及滿鐵側各機關代表、駐屯部隊代表、警察署長、
 學校長、在郷軍人代表、領事館代表、地方委員長及委員、氏子
 總代、其ノ他

4 制 服

神職ノ服装ハ正装、禱装、常装ノ三種トス
 正装ハ衣冠ヲ著クルヲ謂ヒ皇族参拜ノトキ及大祭ニ著用ス
 禱装ハ齋服ヲ著クルヲ謂ヒ中祭ニ著用ス
 常装ハ狩衣又ハ淨依ヲ著クルヲ謂ヒ小祭日拜及恒例トシテ行フ式
 等ニ著用ス

一、神職ノ數、資格、待遇、監督等
 二、資格
 三、尙現神職ノ學歷別人員左ノ如シ
 四、皇典講究所講習終了者
 五、神宮皇學館本講卒業者
 六、同 專科卒業者
 七、試験檢定合格者
 八、國學院大學高等師範部卒業者
 九、同 神道部卒業者
 計 三二名

六、神職（神職ノ數、資格、待遇、監督等）

1、神職ノ數 三十二名

2、資格 師東州及南洋洲家道附屬地神社規則第十八條所定ノ者ト

又尙現神職ノ學歷別人員左ノ如シ

皇典講究所講習終了者 四

神宮皇學館本講卒業者 九

同 專科卒業者 三

試験檢定合格者 一四

國學院大學高等師範部卒業者 一

同 神道部卒業者 一

計 三二名

8、待遇 待遇ニ關シテハ未タ正視ナク俸給ニ關シテハ單ニ通牒ヲ以テ其ノ標準ヲ定メ居レリ

月俸額	人員
七十圓未満	一
百圓未満	五
百五十圓未満	一〇
二百圓未満	五
二百圓以上	一
計	三二

但シ民政署ヨリ兼務ノ者二名
(手當ヲ受クル者)ヲ含ム

右ノ外社務ノ狀況等ニ依リ手當ヲ支給スルモノアリ

4、監 督

關東州内

第一次監督 民政署長

第二次監督 關東州廳長官

第三次監督 關東廳駐關特命全權大使

南滿洲鐵道附屬地

第一次監督 警察署長

第二次監督 全權大使

七、氏子及崇敬者數

別紙第三號ノ通

八、神社ノ創立、移轉及廢合（取扱方針、手續等）

別紙第六號神社設立許可内稅及關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則

ニ依ル

九、神社明細帳（明細書ノ外ニ明細帳アリヤ、若シ在リトセハ其ノ調製者、記載事項及様式、変更訂正、異動報告等）

神社明細帳ナシ但シ神社明細書（別紙添付）ヲ以テ之ヲ兼ねツツアリ

十、神社ノ財産

神社ノ財産トシテ、建物業チ社殿其ノ他ノ工作物、資物ノ外基本財産（現金積立）アリ

境内地ハ關東州内ニ在リテハ官ヨリ官、地ヲ納賦附屬地ニ在リテハ納賦ヨリ夫々無償貸付ヲ受ケ居ルモノニシテ神社ノ財産チラズ各神社ノ建物業以外ノ財産（資物除ク）別紙第四號ノ通

十一、神社ノ維持管理

1、神社ノ維持

各神社共社入金、神饌幣帛料、氏子供進金、補助金、寄附金及其
ノ他ノ收入ニ依リ維持ス而シテ補助金ハ關東州内ニ在リテハ市、
滿鐵附屬地ニ在リテハ滿鐵ヨリ交付スルモノニシテ寄附金ハ當該
神社區域内各團體ヨリ寄進スルモノトス尙昭和十一年度ニ於ケ
ル各神社經費收支豫算ハ別紙第五號ノ通

2、神社ノ管理

神社ノ管理ハ氏子總代又ハ崇敬者總代神職ヲ補助シ共ニ之ニ當ル

十二、講社及神符、守札

1、講社

一、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
二、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
三、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
四、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
五、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
六、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
七、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
八、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
九、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件
十、神社ノ設立ノ許可ニ関スル件

認向社又ハ恵比須社等境内末社ニシテ講社ヲ有スルモノアレトモ
本社ニハ無シ

2、神符、守札

神符、守札ハ各神社ニ於テ調製シ氏子又ハ其ノ他ノ希望者ニ隨時
授與シツツアリ

十三、神社ニ關スル現行法規（勅令及局令ヲ除キ内調等）

1、神社設立許可内規

2、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ祭祀祭式行專作法恒
例式及齋戒ニ關スル規程

3、關東州及南滿洲鐵道附屬地神社御職奉務規程

4、神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

以上別紙第六號ノ通

十四、其ノ他神社行政ニ關スル參考事項

縣東州及縣附屬地ニ於ケル神社ニ關スル事務ハ當初關東都督府民政部ノ主掌ニ屬シタルが大正八年四月官制改正ニ依リ都督府ヲ廳ニ改メ内務局地方課學務係ニ於テ之ヲ管掌シ大正十年六月官制改正ニ基キ新ニ學務課ノ新設セラルルヤ同課ニ於テ之ヲ管掌スルコトト爲レリ地方ニ於ケル神社ニ關スル事務ハ關東州内ハ民政署長、滿鐵附屬地内ハ警察署長ニ於テ之ヲ管掌スル神社ニ關スル行政上ノ監督ハ其ノ本來ノ精神ヲ發揮セシムル爲メ不斷ノ努力ヲ怠ラサリシモ之ニ關シ法令上ノ根據ヲ確定シタルハ大正十一年ニシテ其ノ以前ハ明治四十二年九月民政長官ノ通牒ニ基キ神社ノ設立其ノ他ノ事項ヲ處理セル

大正十一年五月勅令第二百六十二號ニ依リ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社行政ニ關スル關東長官ノ權限ヲ明確ニセラルレ同年十月關東廳令第七十八號關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則ノ公布ヲ見以テ南滿洲ニ於ケル神社行政ノ統一整備ヲ圖ルニ至レリ勅令ハ大正十二年一月ヨリ之ヲ施行シ同時ニ施行上必要ナル通牒ヲ發シ遺漏ナキヲ期セリ

ニ止マレリ大正十一年五月勅令第二百六十二號ニ依リ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社行政ニ關スル關東長官ノ權限ヲ明確ニセラルレ同年十月關東廳令第七十八號關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則ノ公布ヲ見以テ南滿洲ニ於ケル神社行政ノ統一整備ヲ圖ルニ至レリ勅令ハ大正十二年一月ヨリ之ヲ施行シ同時ニ施行上必要ナル通牒ヲ發シ遺漏ナキヲ期セリ

第一號

三神社ノ現況（神社名、祭神、神社敷、場所、創立年月日）

關東州

神社名	鎮座地	祭神	配祀	例祭日	創立年月日
旅順金刀比羅神社	旅順	崇徳天皇 大御主神	天照皇大神 高皇產靈神 天之御中主神	三月十日	昭和十年十月
大連神社	大連	天照皇大神 明治天皇 大御主神	高皇產靈神 天之御中主神	五月十日	明治三年十月
金刀比羅神社	大連	崇徳天皇 大御主神	高皇產靈神 天之御中主神	六月十日	大正七年二月
惠比須神社	大連	大御主神	大御主神	十月二十日	大正四年十月
沙河口神社	大連	天照皇大神 明治天皇 大御主神	伊弉諾大神 伊弉册大神 伊弉册尊 伊弉册尊	五月十日	大正四年十月
關水神社	老虎溝	崇徳天皇 大御主神	高皇產靈神 天之御中主神	十月十七日	明治二年十月

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to low contrast and blurring.)

計 十二社	柳樹屯稻角社	柳樹屯	宇賀魂	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	柳樹屯	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	宇賀魂	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
	天照皇大神	大國主	天照皇大神	大國主	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神

...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

南滿洲鐵道附屬地

神山神社	鞍山神社	營口神社	海城神社	蓋平神社	大石橋神社	熊岳城神社	瓦房店神社	神社名
神山	鞍山	營口	海城	蓋平	大石橋	熊岳城	瓦房店	鎮座地
大照皇大神 大國主大神	大照皇大神 天照皇大神	明治天皇 昭憲皇太后	明治天皇	天照皇大神	大照皇大神 大國主大神	大照皇大神 天照皇大神	大照皇大神 大國主大神	祭神
	金山比古 靖山比古 神	京都桃山兩院						配祀
九月廿四日	九月十五日	五月三日	五月一日	九月十日	五月十五日	九月九日	九月十五日	例祭日
明治四一年九月	大正一三年一〇月	九年一〇月	大正三年八月	昭和一〇年一〇月	大正三年一〇月	大正四年一〇月	大正元年二月	創立年月

橋頭神社	本溪湖神社	梅原神社	蘇家屯神社	奉天神社	煙臺神社	瀋陽神社
橋頭	本溪湖	梅原	蘇家屯	奉天	煙臺	瀋陽
天照皇大神	天照皇大神 大國治主 天照皇大神	天照皇大神 大山山比古 大山山比古	天照皇大神 明治天皇 天照皇大神	天照皇大神 明治天皇 天照皇大神	天照皇大神 大國治主 天照皇大神	天照皇大神 應神天皇 天照皇大神
大國治主 天照皇大神 天照皇大神	大山山比古 大山山比古 大山山比古					左衛門 出雲 吉備 日吉 金刀 天宮 分社
五月五日	五月十六日	六月十六日	九月十日	九月十五日	九月廿三日	五月三十日
大正三年八月	明治四年二月	大正五年二月	大正五年六月	大正五年六月	明治四年三月	明治四年三月

瀋陽神社	煙臺神社	奉天神社	蘇家屯神社	梅原神社	本溪湖神社	橋頭神社
瀋陽	煙臺	奉天	蘇家屯	梅原	本溪湖	橋頭
應神天皇 天照皇大神	天照皇大神 大國治主 天照皇大神	天照皇大神 明治天皇 天照皇大神	天照皇大神 明治天皇 天照皇大神	天照皇大神 大山山比古 大山山比古	天照皇大神 大國治主 天照皇大神	天照皇大神
						左衛門 出雲 吉備 日吉 金刀 天宮 分社
五月三十日	九月廿三日	九月十五日	九月十日	六月十六日	五月十六日	五月五日
明治四年三月	大正五年六月	大正五年六月	大正五年二月	明治四年二月	大正三年八月	明治四年三月

新葦子神社	鐵嶺神社	通遠堡神社	草河口神社	劉家河神社	鳳凰城神社	鷄冠山神社	安東神社	連山關神社
新葦子	鐵嶺	通遠堡	草河口	劉家河	鳳凰城	鷄冠山	安東	連山關
天照皇大神	天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
							應子神 天 根 命 皇	
九月二十日	九月十五日	九月十八日	九月十八日	九月廿二日	九月廿二日	九月廿五日	九月廿五日	十月十日
一九一一年九月	廿年一月	八年五月	三年八月	五年一月	九年五月	大正四年一月	明治三八年一月	大正九年一月

新葦子神社	鐵嶺神社	通遠堡神社	草河口神社	劉家河神社	鳳凰城神社	鷄冠山神社	安東神社	連山關神社
新葦子	鐵嶺	通遠堡	草河口	劉家河	鳳凰城	鷄冠山	安東	連山關
天照皇大神	天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神 天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
							應子神 天 根 命 皇	
九月二十日	九月十五日	九月十八日	九月十八日	九月廿二日	九月廿二日	九月廿五日	九月廿五日	十月十日
一九一一年九月	廿年一月	八年五月	三年八月	五年一月	九年五月	大正四年一月	明治三八年一月	大正九年一月

合 計	計	范家屯神社	新京稻荷神社	新 京神社	郭家店神社	公主嶺神社	四平街神社	昌 圖神社	開 原神社
		范家屯	新 京	新 京	郭家店	公主嶺	四平街	昌 圖	開 原
四 十 四 社	三 十 二 社	天照皇大神	宇原之御魂神	天明皇大神 大國主天 照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天明皇大神 大國主天 照皇大神	天照皇大神	天明皇大神 大國主天 照皇大神
		天照皇大神	宇原之御魂神	天明皇大神 大國主天 照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天明皇大神 大國主天 照皇大神	天照皇大神	天明皇大神 大國主天 照皇大神
		五月 十日	春秋初午ノ日	五月十五日 九月十五日	五月五日 九月五日	九月三日 九月十日	九月十五日	九月二十日	九月 九日
		四年一〇月	二年五月	大正五年一月	四年五月	明治四二年五月	八年六月	五年九月	大正四年一月

...
...
...
...
...
...
...
...
...

第二號

神 社 ノ 股 備
關 東 州

社 名	本 社	支 店	備 考
旅順金比羅社	本 社	拜 居	木造 屋根平鐵板葺 塗漆不揃漆喰塗
大連神社	本 社	拜 居	丸太神明造
幣 殿	七〇〇〇	一三五〇〇	延坪又ハ ノ境内外 別
鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根 銅板張	一三八三三	・	備 考
神明造 鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根 銅板張 神明造銅板葺 鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根	・	・	

社 名	本 社	支 店	備 考
旅順金比羅社	本 社	拜 居	木造 屋根平鐵板葺 塗漆不揃漆喰塗
大連神社	本 社	拜 居	丸太神明造
幣 殿	七〇〇〇	一三五〇〇	延坪又ハ ノ境内外 別
鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根 銅板張	一三八三三	・	備 考
神明造 鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根 銅板張 神明造銅板葺 鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根	・	・	

疊 拜 殿	拜 殿	向 拜 殿	神 所	神 庫	神 庫
神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺
一三〇〇〇	二六八七五	五〇〇〇	三二五七	三九七〇	一〇〇〇〇
,	,	,	,	,	,

神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺	神明造 鐵筋コンクリート 内部總檜張 銅板葺
一三〇〇〇	二六八七五	五〇〇〇	三二五七	三九七〇	一〇〇〇〇
,	,	,	,	,	,

社 (丙)宅	社 (乙)宅	社 (甲)宅	社 務所	祭 器 庫	神 符 授 與 所	神 樂 殿	手 水 舎
・	・	・	・	・	・	・	・
(二戸建)	(二戸建)	・	・	・	・	・	・
三、九三〇	四、七四六〇	三、九五〇	六、五七一〇	一、二、二〇〇	一、三、六八〇	六、九九〇	三、八〇九
・	・	・	・	・	・	・	・
			神 書 共	舊 神 樂 庫 改 修			

社	社	社	社	社	社	社	社
・	・	・	・	・	・	・	・

社 宅 用 倉 庫 (甲)	土 庫 (乙)	土 庫 (丙)	倉 庫	手 水 倉
練瓦葺 屋根亜鉛板	練瓦葺 流造屋根瓦葺	練瓦葺 流造屋根瓦葺	木造平家 屋根亜鉛板葺 流造屋根銅板葺	木造兩流造 屋根亜鉛板葺
三〇〇〇	二五〇〇	一三〇〇〇	桁行一〇間 梁行四間	四〇〇〇
.
浪速町區			舊神符校與所 現在雜器庫ニ使用	

社 宅 用 倉 庫 (甲)	土 庫 (乙)	土 庫 (丙)	倉 庫	手 水 倉
練瓦葺 屋根亜鉛板	練瓦葺 流造屋根瓦葺	練瓦葺 流造屋根瓦葺	木造平家 屋根亜鉛板葺 流造屋根銅板葺	木造兩流造 屋根亜鉛板葺
三〇〇〇	二五〇〇	一三〇〇〇	桁行一〇間 梁行四間	四〇〇〇
.
浪速町區			舊神符校與所 現在雜器庫ニ使用	

第二鳥居	第三鳥居	第四鳥居	東門鳥居	西門鳥居	燈籠
神明造 鐵骨鋼板張	神明造 鐵筋コンクリート				神明造 鐵筋コンクリート 上階層根鋼板葺
高天 三六 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高三尺大形 九尺小形 三尺大形
二對	六對	五對			

第一鳥居	第二鳥居	第三鳥居	第四鳥居	東門鳥居	西門鳥居	燈籠
神明造 鐵骨鋼板張	神明造 鐵骨鋼板張	神明造 鐵骨鋼板張	神明造 鐵骨鋼板張			
高天 三六 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高天 二二 尺三寸 太 二	高三尺大形 九尺小形 三尺大形
二對	六對	五對				

大石疊	燈	制	社	神	狗	燈
龍	龍	札	號	馬	犬	龍
御影石	丸形在百造	石造在百造	花崗石、白石垣付	馬台 青銅石造	石造	
一五尺	二〇尺	總高一三尺	屋根間口 高一〇尺九寸 奧一〇尺四寸	馬牌高 五尺三寸	總高一尺六寸	高九尺小形
一對	一對	制札板積一枚板 玉垣付九寸高 台石九寸	備正台 面高七尺五寸 上中下 八尺四寸 八尺四寸 二尺八寸 二尺四寸	一合大 石六尺三寸 對面六尺七寸	二合大 石六尺七寸 對面六尺七寸	一對

大石疊	燈	制	社	神	狗	燈
龍	龍	札	號	馬	犬	龍
御影石	丸形在百造	石造在百造	花崗石、白石垣付	馬台 青銅石造	石造	
一五尺	二〇尺	總高一三尺	屋根間口 高一〇尺九寸 奧一〇尺四寸	馬牌高 五尺三寸	總高一尺六寸	高九尺小形
一對	一對	制札板積一枚板 玉垣付九寸高 台石九寸	備正台 面高七尺五寸 上中下 八尺四寸 八尺四寸 二尺八寸 二尺四寸	一合大 石六尺三寸 對面六尺七寸	二合大 石六尺七寸 對面六尺七寸	一對

金比羅神社		本		幣		幣		幣		幣	
本殿		幣殿		幣殿		幣殿		幣殿		幣殿	
木造銅板葺	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
練瓦造平家延 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺
三〇二一八	九五六七	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内
氏子崇敬者ニ於テ神 與座トシテ建造シ後 神社ニ引續ク											

金比羅神社		本		幣		幣		幣		幣	
本殿		幣殿		幣殿		幣殿		幣殿		幣殿	
木造銅板葺	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
練瓦造平家延 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺	練瓦造平家延 白磁塗 日本瓦葺
三〇二一八	九五六七	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内
氏子崇敬者ニ於テ神 與座トシテ建造シ後 神社ニ引續ク											

沙河口神社本

幣殿	拜殿	神饌所	手水舎	社務所	神寶庫	神楽舎	幣殿
流造	流造	・	木造	練瓦造平家建	練瓦造辰根誠筋コ ンクリート 校舎式建築	木造 平家建	流造
一六八三	一〇四	六九三五	一、二五	三六四六	一、一〇一	一七五	境内

小野田神社			周水神社			關水神社		
幣	拜	本	鳥	本	鳥	拜	本	
殿	殿	殿	居	殿	居	殿	殿	
	鐵筋コンクリート造 鋼板葺	木造 鋼板葺	木造 神明形	コンクリート造 鉚釘葺 崗石コンクリート 花崗石コンクリート 出石付 及向拜付	木造 神明形	木造 トタン葺	木造 石積 トタン台葺	
五 五 一 三	一 三 五	〇 六 九	中 木 二 〇 五 七 R R 尺	一 、 五 （向 拜 基 ）	中 木 二 〇 一 六 R R 尺	一 〇 〇	一 〇 坪	

柳樹屯稻術社									
本社	拜殿	幣祀殿	舊本殿	社務所及附屬建物	鳥居	向拜			
煉瓦建腰組石積「トタン葺」	煉瓦造(腰石積) 向坪付	煉瓦造(腰石積) 亞鉛板葺	木造 亞鉛板葺(腰石積)	石造 支那瓦葺	神明形 煉筋コンクリート造 花崗岩懸出仕上ケ	煉筋コンクリート造			
四七八	二五〇五 向坪三坪 一九	三七三	Q五五	六二五	柱間 二四尺 高二八尺八寸 空木五分 四〇尺	三二五七			
.			

金州神社							
本殿		副 參 禪	水 舍 木 造	炊 場 ・	參 禪 棟 所 石造 瓦葺 （腰石積）	配 祀 殿 石造 瓦葺 （腰石積）	舊 社 務 所 石造 瓦葺
大社道（木造） 厨櫃 板敷	石造 瓦葺 一枚	粗石積 一枚 亞鉛板 一枚			石造 瓦葺 一枚 （腰石積）	石造 瓦葺 一枚 （腰石積）	石造 瓦葺 一枚
七五	110	1、八五	〇五	五四五	一六 一五 一ヶ所 五坪八合	一六 一五	九六八
・	・	・	・	・	・	・	・

制	雜	燈	端	手	鳥	幣	拜
	器			水			
札	庫	盤	壇	舎	居	殿	殿
木	練瓦造 白瓦葺	花曉石造	木造 屋根銅板葺	木造 屋根鐵板銅鑲金	瀧 筋コンクリート造	鐵板 屋根ハ洋板幣殿共ニ	入母屋造 向拜居破風付
巾	高		延長	奥高 間口行	高巾	四〇	一七二五
	一五〇		四〇間	一八二尺 九尺尺	一七二尺 五寸		
六二〇尺							境内
札	ノ内 間一室ヲ 敷ク	一 對		水溜 高 二九寸	高 二九寸	拜殿 ハ土間 敷トス	幣殿 ハ拜殿ニ 附隨
巾長 二四尺五寸	コ ン ク リ ー ト 土 間						

普蘭店神社

社	狗	常	鳥	玉	例	中	神	拜	殿
花崗石造	犬青銅製	夜燈	厨	垣	(尾形付) 洗手 鐵筋コンクリート	門及瑞垣 木造	器 塵線瓦造	殿	殿 鐵筋コンクリート
一基	一對	一對	二基	二〇間	一基	二、五間	三〇	一、三七	一、一
・	・	・	・	・	・	・	・	・	境内
						從前ハ實感トアリ 瑞垣ハ透塀ヲ以テ ス			

社	常	鳥	玉	例	中	神	拜	殿	
花崗石造	夜燈	厨	垣	(尾形付) 洗手 鐵筋コンクリート	門及瑞垣 木造	器 塵線瓦造	殿	殿 鐵筋コンクリート	
一基	一對	一對	二基	二〇間	一基	二、五間	三〇	一、三七	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
						從前ハ實感トアリ 瑞垣ハ透塀ヲ以テ ス			

鏡子宮神社

鳥居	手水舎	玉垣	渡	瑞垣	寶庫	拜殿	幣殿	神饌	鏡子宮
		垣木造	鹿標瓦造	垣木造		鹿標瓦造			鏡子宮
二	一	延長一四九尺 高三尺五寸	二、五三三	延長八五尺 五寸高八尺	二、二二五	二、二二五	一、三〇〇	一、七七八一	一、〇
基	棟								境内
		神殿拜殿ノ中間左 右ニ建造セシ玉垣		神殿周圍ノ透塀					

南洲鐵道附屬地

瓦房店神社							神社名
							名
							稱
							造
							間
							坪又ハ境内外別
							備
							考
鳥居	鳥居	祭祀會庫	社務所	水舎	拜殿	幣殿	本殿
混凝土造	石造	木造	木造	木造	鐵筋混凝土	鐵筋混凝土	木造
一	一	八二五	三八〇	一〇〇	一五〇	一二〇	二坪六合境内
基	基	・	・	・	・	・	
巾注	高柱						
二二	一						
丈丈	丈丈						
四	五二						
尺	尺						

熊所城神社									
神社	水	鳥	拜	社	國旗揚場台	追	神	・	常夜燈
礎	屋	居	殿	殿	礎	敷	六	對	一對
石造	木造 板葺	木造	・	木造 鐵板葺	鐵柱		御影石	人造石造	御影石造
〇	〇	一	七	三	一	一			
七	二	基	〇	〇	基	門			
・	・	・	・	・	・	境	境	・	・
						内	外		
高サ 九尺 厚 八寸	高サ 九尺 厚 八寸	高サ 一丈 二尺	高サ 一丈 二尺	高サ 一丈 二尺	高サ 二四米	高サ 五尺 厚 一尺	高サ 五尺 厚 一尺	高サ 一丈	高サ 一丈

神社	水	鳥	拜	社	國旗揚場台	追	神	・	常夜燈
礎	屋	居	殿	殿	礎	敷	六	對	一對
石造	木造 板葺	木造	・	木造 鐵板葺	鐵柱		御影石	人造石造	御影石造
〇	〇	一	七	三	一	一			
七	二	基	〇	〇	基	門			
・	・	・	・	・	・	境	境	・	・
						内	外		
高サ 九尺 厚 八寸	高サ 九尺 厚 八寸	高サ 一丈 二尺	高サ 一丈 二尺	高サ 一丈 二尺	高サ 二四米	高サ 五尺 厚 一尺	高サ 五尺 厚 一尺	高サ 一丈	高サ 一丈

大石嶽神社

古 神 札 焼	石 燈 籠	由 緒 碑	製 札 塙	手 水 舎	大 鳥 居	石 燈 籠	玉 垣	玉 垣 鳥 居	拜 殿	本 殿
コンクリート 瓦葺	石造	石造	木造 木欄付	木造 鐵板葺	木造 銅板葺	石造	木造	神明形 木造	木造 鐵板葺	鐵明 木造 葺
			四五	三二五	一基	一基		一基	八九八六	〇八二五
										境内
	高さ 十五尺	高さ 九尺五寸			直 十二尺	延長 三十間	直 六尺			

壘	玉	手	鳥	本	手	鳥	天 大 衛 百 本 殿	狗	戰	都
所	垣	水	居	殿	舍	居	木 造	犬 石 造	砲 臺 舊 式	塙 流 造
平 家 建 瓦 積	赤 塗 木 造	二 本 柱 懸 屋 形	木 造 朱 塗	木 造 赤 塗 鐵 板 葺	屋 形 二 本 柱 懸	神 明 造				
八 三 三	延 長 一 八 間	〇 五	一 一 基	一 六 九	〇 五	一 基	〇 六 二 七	一 對	一 基	境 内
	高 サ						直			
	四 尺						八 尺			

海城神社					
碑	手	鳥	増	拜	神
表	水	居	垣	殿	殿
自然石	餅人造石	神明造木造	モルタル造	入母家造	神明造 松材屋根トタン葺
一	一、五	延長三十二間	一六二	三〇	三七〇
基					一九四六五
地面ヨリ一丈八尺	高	高			
	一丈八尺	一丈			

御供所 前庫	春日 豐池	社 號 碑	皇 馬 碑	忠 魂 碑	全 鳥 居	全 瑞 垣	稻 荷 御 神 殿	砲 臺	大 砲	高 麗 犬
練瓦造平瓦葺	人造石			人造石	神木造	木製	神明造 屋根刻板葺	台自然石ニハナ込	台石積及人造石	石那在來物
一	一				五	奥行三間 間口二間二尺	間口四尺 奥行四尺	三	一	一
對	對	對	對	對	對	對	對	對	對	對
對境 内										犬身 五尺
間口六間奥行二間半										

營口神社								
社	社	第	第	中	手	拜	祝	全
禊	務	二	一	門	水	殿	詞	庇
舍	所	神	神	門	舍	殿	殿	殿
・	練瓦造	木造	木造銅張	・	切全破木造	入全母木造	切全破木造	堀全常木造
三五	六五	一五尺五寸	二〇尺八寸	・	一三三	二〇〇	四八五	六〇
・	・	・	・	・	・	・	・	・
高五尺三寸								

[Faint text, likely bleed-through from the reverse side]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									
[Faint text]									

岐山神社

社	本	幣	拜	資	透	玉	手	鳥	石
庫	殿	殿	殿	庫	塀	垣	舎	居	大
・	流シ造り	流シ造り	流シ造り		木造高八尺	木造高五尺	假石上屋水鉢	稻荷造り木造	花崗岩 唐花崗岩
一、 三	五五	三〇	三九〇	四〇	三〇間	三〇間	壹	一	二
境	境	境	境	境	境	境	境	境	境
外	内	内	内	内	内	内	内	内	内
庭							高二四尺附キ一八尺	高一尺	高九尺
庭									
庭									
庭									
庭									

社	本	幣	拜	資	透	玉	手	鳥	石
庫	殿	殿	殿	庫	塀	垣	舎	居	大
・	流シ造り	流シ造り	流シ造り		木造高八尺	木造高五尺	假石上屋水鉢	稻荷造り木造	花崗岩 唐花崗岩
一、 三	五五	三〇	三九〇	四〇	三〇間	三〇間	壹	一	二
境	境	境	境	境	境	境	境	境	境
外	内	内	内	内	内	内	内	内	内
庭							高二四尺附キ一八尺	高一尺	高九尺
庭									
庭									
庭									
庭									

千 山 神 社						
神	鳥	手	燈	拜	幣	神
興		水				
庫	居	舍	籠	殿	殿	殿
木	木	上 榑石 付水 鉢	築石 造り	流シ 造り	流シ 造り	流シ 造り
造	造					
三 二 五		一 字		六 〇	一 〇	二 〇
・	・	・	・	・	・	・
			高			
		一 一 尺	八 尺			
社		倉		社		御
費		庫		務		齋
社		全		所		
宅		全		平		高ト 御台 鐵筋 コン クリー ー
全		一 五 〇		七 〇 〇		長 三 間 半

山						

源陽神社

燈	・	狗	鳥	手	瑞	外	内	拜	本
龍		犬	居	舍	壇	垣	垣	殿	殿
石造	石造	銅造	石造 神明造	水葺石造 木皮葺	石造	不造	木造 材檜	春日造 材紅松 尾根銅葺	春日造 材紅松 尾根銅葺
		一		水葺巾 五尺一寸	境内周圍 五尺七寸	四四間 七尺	二四間	四〇四九四	一八七
		對	・	・	・	・	・	・	・
高一尺	高五尺三寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸
	高五尺三寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸

石造	石造	銅造	石造 神明造	水葺石造 木皮葺	石造	不造	木造 材檜	春日造 材紅松 尾根銅葺	春日造 材紅松 尾根銅葺
		一		水葺巾 五尺一寸	境内周圍 五尺七寸	四四間 七尺	二四間	四〇四九四	一八七
		對	・	・	・	・	・	・	・
高一尺	高五尺三寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸
	高五尺三寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸	高四尺五寸

燈籠	燈籠	新繪五ヶ條碑	砲彈	國旗掲揚柱	社標	掲示場	燈籠
尾根日製板石	尾根日製板石	石造	丸二遊雷針	石造	流造	春日製板石	尾根日製板石
一對	三個	一個	一個	一個	一個	一個	一個
境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内
高七尺五寸	高九尺五寸	高七尺四寸台從九尺 一寸、横四尺三寸 、高五尺二寸	大一高三尺小一高二尺八寸	地上高 九〇尺	高一五尺二寸	高九尺台從八尺 台横四尺	高九尺五寸

燈籠	燈籠	新繪五ヶ條碑	砲彈	國旗掲揚柱	社標	掲示場	燈籠
尾根日製板石	尾根日製板石	石造	丸二遊雷針	石造	流造	春日製板石	尾根日製板石
一對	三個	一個	一個	一個	一個	一個	一個
境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内	境内
高七尺五寸	高九尺五寸	高七尺四寸台從九尺 一寸、横四尺三寸 、高五尺二寸	大一高三尺小一高二尺八寸	地上高 九〇尺	高一五尺二寸	高九尺台從八尺 台横四尺	高九尺五寸

				燈台神社					
燈	社	鳥	拜	本	會	社	燈	任	燈
龍	標	居	殿	殿	所	所	龍	青	龍
・	混	混	・	春	尾	線	尾	石	・
	凝	凝		日	線	線	尾	造	
	土	土		造	瓦	瓦	根	造	
		・		切	造	造	銅	造	
				紙	タ	・	葺	台	
				松	ン		石		
一			七〇	〇	八〇	三	・	・	・
對				五		四			
				〇		〇			
				境					境
				内					外
高	高	高					高	高	
一〇尺	九尺	一五尺					九尺	一丈三尺三寸	

奉 天 神 社									
燈	手	玉	拜	透	中	祝	本	會	手
籠	水	壇	殿	塀	門	舍	殿	庫	洗
脚 明 形 石 造	流 造、 木 造、 柱 鐵 筋	木 造	入 母 屋 流 造 銅 板 葺 木 造	・	・	流 造 銅 板 葺 木 造	直 干 木 流 造 銅 板 葺 木 造	周 圍 鐵 板 葺	水 盛 混 凝 土 屋 根 木 皮 葺 材 紙 葺
	五 〇 〇	一 二 二 間	五 七 四 五	三 〇 尺 六 寸 延 長	三 八 六 六	六 四 三	一 三 八 五 二	六 〇 〇	
	・	・	・	・	・	・	・	・	境 内
高 一 五 尺 九 寸		高 六 尺							

鳥居	神社	御與	祭祀	正門	細孔	掘示	社新	第一社	第二社
木造明形板卷	石造	深瓦上平家	深瓦上平家	木造平家	流造平家	流造平家	人母屋流造平家	深瓦平家	深瓦平家
一八七四	一〇〇〇	五二三	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	八二四〇	四六二八	二七九
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
高 二四尺四寸	高 一尺								

造拜所	造	青銅馬	神饌投與所	狗	東西通門	臺	周圍	小使宿舎	第三社宅
石張砂道中土	石道春日形	青銅製	石臺付青銅製	石造	流造 鐵板葺	石造 鐵板葺	深瓦造	鐵板葺牛家	
九〇〇	一對共二二尺	一對	一對	一對	二〇〇	二	延長 四〇間五尺	一〇〇〇	三間八五八
						境内	境内外 區別ノ事		
	石台共八尺三寸	馬像高 一 九〇尺	台共 馬像高 一 九〇尺	高一丈		高四尺	高表七尺 正面土塀式 八尺		

撫順神社	蘇家屯神社	
本幣 殿殿	拜鳥 水居 舍居 殿殿	渡廊 下
神 瓦及 筋 骨 造 造 コ ン ク	流 造	流 造 網 流 造 梁 凡 積 柱 筋 筋
1000 西 4 101	一 九 〇 七	一 二 七 五 三 〇 〇
, , ,	, , ,	, 境 内

舊幣殿	賽拜殿	玉垣	手水舎	第一鳥居	第二鳥居	第三鳥居	燈籠	・	・
神明造 木造屋根藏板葺	・	木造	木造 屋根藏板葺	神明式 鐵筋コンクリート	神明式 木造	神明式 コンクリート造	鐵筋	春日形 石造	
四三	一七九	延長 二六九二尺	二六		六基	二基	二基	二基	
・	・	・	・	・	・	境外 二	境內	・	・
祭典ノ折ノ御酒頒布 所等ニ使用ス	本年ヨリ内部ヲ改造 シテ參拜者休憩兼繪 馬堂トス	高 三九尺	高三、六尺 經二一尺	高二、四七尺 經一、二尺	高一 井三、三尺 經〇、九尺	高台共約一、三三ツ	高台共 一、三三	高台共 四、三三	

本 溪 別 和 社									
本 廠	會 庫	便 丁 宿 舍	兼 神 職 任 宅 所	・	・	狗 犬	・	・	燈 籠
總 本 廠 造	・	・	深 瓦 葺	陶 器 製 台 タ イ ル 張	石 造	木 造 春日 形	石 造	コ ン ク リ ー ト 造	任 吉 形 コ ン ク リ ー ト 造
七 五	一 五 〇	七 五	一 三 九 六	二 基	二 基	二 基	三 四 基	二 基	六 基
・	・	・	・	・	・	・	・	境 内	境 外 二
				一 三 尺	一 〇 六 尺	一 二 尺	高 サ 台 共 七 一 尺	高 サ 台 共 八 尺	高 サ 台 共 約 一 三 尺 宛

幣	志	石	狗	鳥	社	水	脚	脚	寶
	米	燈			務		酒	與	物
殿	社	龍	大	居	所	舍	所	庫	殿
入母屋造	・	・	石造	神明混焼土造	練瓦造	・	木造	練瓦造	混焼土造
	一	三	一	一	三〇〇	二〇	一〇	一五〇	六〇
	對	對	對	基					
	・	・	・	境	境	・	・	・	・
			境		外				
			内						

橋頭神社									
拜殿	本殿	拜殿	脚與倉庫	鳥居	水舎	燈籠	御大典記念 神祖移轉 王造新設碑	御大典記念 神祖移轉 王造新設碑	御大典記念 神祖移轉 王造新設碑
入母造	木造神 明造	・	棟瓦造 瓦葺	木造	木造 手水鉢 花崗岩	花崗岩	上人 造花崗石	上人 造花崗石	上人 造花崗石
二〇〇〇	三二五	六〇	六〇		一〇				
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
							高サ 八尺五寸	高サ 七尺	

安東神社				連山關神社			
透	中	拜	本	御大典記念碑	忠魂碑	鳥居	水舎
塀	門	殿	殿	石造	自然石	一八八	石造
木根網造板葺	木根網板葺	木造瓦葺高欄付	葺造高欄付	自然石	一八八	混土造	石造
世長四五間	三〇	三三二	一四五		二	從積一尺八寸	七四
建坪二五坪又七合ノ内三坪ノ幣殿アリ							

神	祭	手	手	鳥	・	社	柱	狗	脚
庫	器	水	洗	居		名	蓮		
庫	庫	舍	石	石	神	保	石	犬	馬
校 式	木 造	木 造	石 材	石 明 形	神 明 形	石 造	石 造	化 面 石	青 銅 造
根 銅 板 葺	葺	葺	花 面 石	造	造	造	造		
五〇	一四〇	一〇〇						二	二
基	基	基						基	基
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				高 三 三 尺 側 三 一 尺	高 九 尺 橫 一 四 尺	高 一 三 尺	高 一 八 尺	高 七 尺	

神	祭	手	手	鳥	・	社	柱	狗	脚
庫	器	水	洗	居		名	蓮		
庫	庫	舍	石	石	神	保	石	犬	馬
校 式	木 造	木 造	石 材	石 明 形	神 明 形	石 造	石 造	化 面 石	青 銅 造
根 銅 板 葺	葺	葺	花 面 石	造	造	造	造		
五〇	一四〇	一〇〇						二	二
基	基	基						基	基
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				高 三 三 尺 側 三 一 尺	高 九 尺 橫 一 四 尺	高 一 三 尺	高 一 八 尺	高 七 尺	

鷓冠山神社									
拜本	神	社	御	制	・	・	・	・	燈
	徳	務	幸	札					
殿	屋	所	儀	場					籠
・ 木造平家 ト タ ン 葺	煉瓦造	木家瓦葺 平家瓦葺	石造 備干付	地上三 尺石垣 葺	青銅造 御宮形	石造	・	・	石造 神明形
六〇	四〇	七三〇 四三	〇三五	二基	二基	二基	二基	二基	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			幅二〇尺長三三尺	高一二尺	高一七尺	高一二尺	高一二尺	高一二尺	高一二尺

通遠堡神社	草河口神社	瀬家河神社	鳳凰城神社
鳥拜御	本	拜神	鳥瑞拜神
居殿殿	殿	殿殿	居垣殿殿
丸木建 破風屋根 白木造	屋根トタン平家	白木瓦葺 白木神形	木造神形 木造
一〇 四一七	二〇	間口二間 奥行一間半	三三七 一一七 一八間
・	境内	・	・
高一二尺巾九尺	神社ハ石垣ヲ以テ 築造ス	高八尺七寸横七尺 四寸	

總領神社							
石	鳥	社務	手水會	寶物立御座庫	拜殿	本殿	手洗鉢舍
・	・	居	木造	練瓦造	・	神明造	屋根形付
・	・	・	・	・	・	・	・
通稱宮燈籠造	春日造	石材 神明造	練瓦造	練瓦造	練瓦造	練瓦造	練瓦造
			二九九四	一、八九	一、四三	一、二三	三〇
高八尺五寸 礎石巾三尺八寸	高丈尺蓋石巾二尺	高サ一尺二寸蓋木 サ二尺寸在間二尺	高サ一尺蓋木 二尺柱一尺五寸				

新台子神社

會	鳥	燈	獅子 狗犬	境内 周 欄	手 水	手 水	瑞 壇	拜 殿	本 殿
麻 絲 瓦 造 平 家 建	居 人 造 石	龍 ・	石 造	木 造 鬼 域 線 成	木 造	人 造 石	人 造 石	木 造、 平 家 建、 屋 供 亞 鉛 蓋 金 平 鐵 板 葺	木 造 、 柳 明 造
		二 基		延 長 二 四 尺	二 〇		延 長 一 〇 八 尺	七 五 〇	〇 七 五
		境 外	境 外	境 内	境 外	境 外			
	高 一 六 尺 一 寸	高 七 尺 六 寸 二 分	高 四 尺 八 寸			高 三 尺	高 三 尺		
						高 二 尺 三 寸 長 三 尺 二 寸 巾 二 尺 四 寸 五 分			

開原神社

本殿	第一通殿	幣殿	第二通殿	拜殿	水舎	鳥居	社務所	倉庫	備人宿舎
神明造、用材 紅松、屋根スレート葺	・	・	・	・	本造四本柱立 屋根唐破風造	神明造人込石 礎	平家煉瓦造 セメント葺 屋根セメント瓦葺	平家煉瓦造 屋根トタン	・
三六	七〇	一五〇	一五〇	一八〇	二〇		六七八九八	四五	六四
境内	・	・	・	・	・	・	・	・	・
本殿拜殿幣殿ヲ連 綴ニテ連衣防巻ニ 便ナラシメタル獨 特ノ構造ヲナセリ						高一八尺			

鳥 圖 神社								
拜 本	疎 瓦	織 立	下 乘	注 連	社 棟	常 夜	透 拜	玉 運
殿 殿	碑	立	柱	柱	棟	燈	所	用材
・ リ ア 尾 銅 色 ニ 金 リ タ	脚 明 造 用 材 紅 松	石 造	木 將 棋 造 形 木 備 付	石 造		脚 明 造		紅 松
七 四	〇 八 五 八	二 〇 間	三 對	一 對	五 基			延 長 二 五 間 半
・	・	・	・	・	・	・	・	・
		高 七 尺	高 一 丈	高 一 五 尺	高 台 共 一 五 尺 五 寸	火 袋 一 尺		高 七 尺

四平街神社										
中	帝	拜	神	燈	織	玉	常	透	水	鳥
				籠			夜	拜		
門	殿	殿	殿	立	立	垣	燈	所	舍	居
千鳥破風造	大社造	・	大社流造り	・	石造				石材水鉢 二本柱立 屋根板張	神明造 用材 枳松
	一九〇		三〇	一 對	一 對		二 基	三 間四方	一〇	一 基
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			神殿拜殿ハ通殿ナリ				高六尺 長二一間	間口二尺三寸奥行二尺六寸上屋ヲ有ス	高三尺四圍玉垣ヲ有ス	

公主御神社					
社務所	鳥居	本殿 周南玉垣	拜殿	本殿	玉垣
原瓦造 葺葺	石造 脚形	不造 白不造	人母造 板葺	神造 板葺	千鳥 葺風造
二、一〇			九二五	八三〇	葺長二八間 六合七与七 葺長元二間 六合七与
・	・	・	・	・	・
					高 二四尺

郭家店神社										
鳥居	手水鉢	燈籠	拜殿	社殿	別所	外垣	玉垣	拜殿周圍	本殿周圍	手水舎
木製	コンクリート製		煉瓦平家建	不製平家建	木製屋根付	御影石玉垣	普通白木造	板屋根白木造	板屋根白木造	上等水切屋根御影石板
	〇一二		九六七	〇八七		一四〇七間米	一九六米	延長六一・二米		
境外										
地上 一二尺	地上ヨリ四尺 横三尺一寸 從一尺五寸	地上ヨリ六尺九寸	一五尺三寸	高 八尺一寸						

新
京
神
社

中 玉 垣	内 玉 垣	鳥 居	拜 所	拜 殿	第 一 通 門	幣 殿	第 二 通 門	本 殿
木 造	木 造	銅 張	破 千 根 木 風 造 上 板 ケ	千 根 木 瓦 造 外 部 ケ 張	千 根 木 瓦 造 外 部 ケ 張	千 根 木 瓦 造 外 部 ケ 張	千 根 木 瓦 造 外 部 ケ 張	千 根 木 瓦 造 外 部 ケ 張
一 尺 二 寸	一 尺 二 寸	一 尺 二 寸	一 尺 五 寸	一 尺 七 寸	一 尺 六 寸	一 尺 八 寸	一 尺 六 寸	一 尺 八 寸

高
柱
經
一
尺
八
寸

第三號表

七 氏子及崇敬者戸數

惠比須神社	厨水神社	小野田神社	柳樹屯 <small>延高</small> 神社	金刀比羅神社	沙河口神社	大連神社	旅順金刀比羅神社	神社名	氏子數	崇敬者數	計
100	110	175	77	1400	2400	2100	200		1	1	100
								神社名	氏子數	崇敬者數	計
夢平神社	大石衛神社	鹿岳城神社	瓦房店神社	瓶子高神社	普願店神社	金州神社	臨水神社		90	1	90
									790	1	790
									173	1	173
									839	1	839
									205	1	205
									100	1	100
									460	2	460
									200	1	200
									480	2	480
									200	1	200
									400	1	400
									100	1	100

高 唐 神 社	本 溪 湖 神 社	撫 順 神 社	奉 天 神 社	蘇 家 屯 神 社	匯 台 神 社	張 陽 神 社	千 山 神 社	鼓 山 神 社	營 口 神 社	海 城 神 社
二九四	七〇〇	五九〇〇	一六六六	一七〇〇	二〇〇〇	一〇九九	二八	五〇〇	一七〇〇	五〇〇
一	一	一	一	一	一	一	五八	一	一〇〇〇	一
二九四	七〇〇	五九〇〇	一六六六	一七〇〇	二〇〇〇	一〇九九	八六	五〇〇	一七〇〇	二〇〇〇
昌 圖 神 社	開 原 神 社	新 泰 子 神 社	鐵 嶺 神 社	安 東 神 社	通 遼 堡 神 社	劉 家 河 神 社	草 河 口 神 社	錫 冠 山 神 社	鳳 凰 城 神 社	遼 山 嶺 神 社
八八	四九七	五五	九〇二	五〇〇〇	二五	一九	五八	一二九	二五五	九九
一	一	一	一	五二八六	一	四五	一	一	一	一
八八	四九七	五五	九〇二	六二八六	二五	六二	五八	一二九	二五五	九九

海 城 神 社	營 口 神 社	鼓 山 神 社	千 山 神 社	張 陽 神 社	匯 台 神 社	蘇 家 屯 神 社	奉 天 神 社	撫 順 神 社	本 溪 湖 神 社	高 唐 神 社
五〇〇	一七〇〇	五〇〇	二八	一〇九九	二〇〇〇	一七〇〇	一六六六	五九〇〇	七〇〇	二九四
一	一〇〇〇	一	五八	一	一	一	一	一	一	一
二〇〇〇	一七〇〇	五〇〇	八六	一〇九九	二〇〇〇	一七〇〇	一六六六	五九〇〇	七〇〇	二九四
遼 山 嶺 神 社	鳳 凰 城 神 社	錫 冠 山 神 社	草 河 口 神 社	劉 家 河 神 社	通 遼 堡 神 社	安 東 神 社	鐵 嶺 神 社	新 泰 子 神 社	開 原 神 社	昌 圖 神 社
九九	二五五	一二九	五八	一九	二五	五〇〇〇	九〇二	五五	四九七	八八
一	一	一	一	四五	一	五二八六	一	一	一	一
九九	二五五	一二九	五八	六二	二五	六二八六	九〇二	五五	四九七	八八

四平街神社	1,238	1	1,238	新 京 社	4,000	4,000	1,700
公主嶺神社	1,222	1	1,222	新 京 社	880	1,000	1,588
郭家店神社	57	1	57	計 (四區)	1,712	1,712	1,712
范家屯神社	1,246	0	1,246				

1,238	1	1,238	4,000	4,000	1,700
1,222	1	1,222	880	1,000	1,588
57	1	57	1,712	1,712	1,712
1,246	0	1,246			

第四號
七神社ノ財産

神社名	基本財産額	摘要
比旅比羅金神社	一〇〇圓	
大連神社	一六六〇〇	
沙河口神社	一三〇〇〇	
金刀比羅神社	一	
柳樹神社	二八九	
小野田神社	一三〇〇	
周水神社	一	
恵比須神社	一	
關水神社	一、二〇〇	
金州神社	一、九七七圓	
普蘭店神社	一	
鏡子高神社	一、三〇八	
瓦房店神社	一	
非岳城神社	六七二	
兼平神社	三八九〇	
大石橋神社	一	
海城神社	一	
管口神社	三七〇〇	

神社名	基本財産額	摘要

鞍 山 神 社	千 山 神 社	新 陽 神 社	鹽 邊 神 社	蘇 家 屯 神 社	奉 天 神 社	撫 順 神 社	本 溪 湖 神 社	橋 頭 神 社	連 山 關 神 社	鳳 凰 城 神 社	雞 冠 山 神 社	革 河 口 神 社	劉 家 河 神 社
一、〇〇〇	一	一	四九四六	八一四七	一五〇〇〇	一	一	一、六一八	五八一	一	一	四〇〇	一〇〇〇
迪 遠 堡 神 社	安 東 神 社	鐵 嶺 神 社	新 臺 子 神 社	所 原 神 社	昌 圖 神 社	四 平 街 神 社	公 主 嶺 神 社	郭 家 店 神 社	泡 家 屯 神 社	新 京 神 社	新 京 街 神 社	計	
五〇〇	一	一、四七一	三、七二〇	一	七、九〇〇	一	五、九二	一	四、六九四九	一	一	八、三四八四三六	

...
...
...
...

備考 基本財産ハ現金積立トス

山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山

第五號

昭和十一年度神社經費調

社名	收					支				計
	社入金	神饌幣	寄附金	補助金	氏子供進金	祭典費	俸給手当	修繕費	其他	
旅順比叺神社	1100	400	1000	400	1000	1000	1000	400	1000	1000
刀比羅神社	1000	100	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
大連神社	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
沙河口神社	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
金刀比羅神社	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
柳樹神社	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
小野田神社	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
周水神社	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
計										

神海	神大	縣平	神能	神瓦	神子	神普	社金	社水	神應
社城	社石	社平	社城	社店	社子	社店	州神	水神	比須
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010

1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010
1070	1018	1006	1020	1029	1028	1027	1020	1010	1010

神橋社頭	神本溪湖社	神津社	神奈社天	神家社屯	神田社	神家社陽	神千社山	神鼓社山	神香社口
100	—	1890	1180	—	—	000	—	1770	1080
50	100	150	150	10	—	11	—	100	150
—	—	—	—	100	100	—	100	1000	—
1500	1500	1500	1500	1500	—	1500	—	1500	1500
1770	1770	1770	1770	1770	—	1770	—	1770	1770
790	290	—	1000	131	7	100	—	2000	290
1770	1770	1800	1800	1800	2200	1000	—	1800	1800
1800	1800	1800	1800	1800	1800	1800	—	1800	1800
200	1680	1800	1800	1800	1800	1800	—	1800	1800
270	710	1800	1800	—	—	1800	—	1800	1800
1770	1770	1800	1800	1800	1800	1800	—	1800	1800
220	1800	1800	1800	1800	1800	1800	—	1800	1800
1770	1770	1800	1800	1800	1800	1800	—	1800	1800
220	1800	1800	1800	1800	1800	1800	—	1800	1800

備考 旅順金刀比羅神社支出其外ノ一九九〇〇圓ハ修築費ヲ示ス

計	新 高 神 社	新 神 京 社	新 神 京 社	新 神 京 社	新 神 京 社	新 神 京 社	新 神 京 社
計	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
旅順金刀比羅神社	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
修築費	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
其他	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000
計	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000

第六號

十三、神社ニ關スル現行法規（勅令及府令ヲ除キ内訓等）

1. 神社設立許可内規
2. 關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ祭祀儀式行儀作法
 恒例式及齋戒ニ關スル規程
3. 關東州及南滿洲鐵道附屬地神社神職奉務規程
4. 神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

ノ 神社設立許可内規（大正十一年十月十三日制定）

關東州及南滿洲鐵道附屬地内ニ於ケル神社ノ設立ハ特殊ノ事情アル場
合ヲ除クノ外左ノ各號ニ適合スルモノニ非サレハ之ヲ許可セス

一、祭 神

左ノ諸神ノ一柱タルコト

一、皇祖皇宗列聖及皇族ノ諸神

二、皇室及國家ニ對シテ勳功顯著ナル諸神

三、國土經營ノ勳功顯著ナル諸神

四、民族ノ祖神ニシテ皇室ノ崇敬ヲニ應カリシ諸神

二、神殿其ノ他之ニ附屬スル建物

神殿、拜殿及鳥居ヲ設クルコト 但シ神殿及拜殿ノ經坪ハ左ノ各號ニ

依ルコト

一、脚邊ハ一坪以上

二、拜殿ハ三坪以上

三、同一建物内ニ脚邊及拜殿ヲ區劃スルモノニ在リテハ四坪以上

三、境内

林叢等ニ依リ相當ノ風致ヲ為ス地ニシテ面積二百坪以上ヲ有スルコト但シ土地ノ情況ニ依リテハ具ノ面積百五十坪以上アルヲ以テ足ル

四、維持方法

維持資金三百圓以上ヲ有シ若ハ一年三百圓以上ノ確實ナル經常收入ヲ有シ又ハ具ノ惣持ニ確實ナル維持方法ヲ有スルコト

五、氏子、崇敬者

百五十戸以上アルコト 但シ土埋ノ情況ニ依リ在任日本人少ナキト
キハ百戸以上アルコトヲ以テ足ル

六、神 職

事務者一人以上ヲ置クコト 但シ維持管理ノ便宜又ハ土埋ノ情況ニ
依リ事務者ヲ置クコト能ハサルモノニ在リテハ兼務者一人以上アル
ヲ以テ足ル

前項各款ノ規定ハ神社ヲ再興シ又ハ建築物ヲ有スル遙拜所或私祭所祠ヲ
神社ト爲ス場合ニ之ヲ準用ス

既設神社ノ設立出願ニ付テハ第一項第二號乃至第五號ノ各事項ニ付シ
租税ノ斟酌ヲ加フルコトアルヘシ

2
關東州及兩河川邊地ニ於ケル神社ノ祭祀祭式行
祭作法但例式及齋戒ニ關スル規程
昭和三年五月十一日勅令第七〇〇號
關東廳內務局長 通 牒

2

關東州及兩河川邊地ニ於ケル神社ノ祭祀祭式行
祭作法但例式及齋戒ニ關スル規程
昭和三年五月十一日勅令第七〇〇號
關東廳內務局長 通 牒

第一條 神社ノ祭祀ハ大正三年勅令第一號官廳廢社以下神社祭祀令ヲ
準用ス

第二條 神社ノ祭式ハ大正三年內務省令第四號官廳廢社以下神社祭式

第二府縣社以下神社祭式ヲ準用ス

第三條 神社ノ祭式行祭作法ハ明治四十年內務省告示第七十六號神社
祭式行祭作法ヲ準用ス

第四條 神社ニ於テ行フ但例式ハ大正三年內務省訓令第二號神宮政官

廳廢社以下神社ニ於テ行フ但例式第二條ヲ準用ス

前項ノ神社遷葬及大祓次祭ハ大正三年內務省訓令第四號官廳廢社以

下神社遷葬及大祓次等ヲ準用ス
第五條 神社ノ齋戒ニ付テハ大正三年內ノ省令第五號官廳幣社以下神
社神職齋戒ニ關スル件ヲ準用ス

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing administrative details and regulations.)

3.

關東州及南滿洲鐵道附屬地神社御殿奉務規程

昭和三年五月十一日勅令第六九九號
關東廳 內務局長 進 啓

第一條 御殿ハ平素國典ヲ究メ禮法ヲ辨シ操行ヲ正シクシテ衆庶ノ儀表トナリ躬行實踐以テ本務ヲ元ウスヘシ

第二條 祭典ハ國家 藩ノ標準タルヲ以テ肅肅恭敬ヲ旨トシ褻瀆ノ儀ヲ表スヘシ

第三條 御殿ハ社殿及境内ノ清潔修造ニ注意シ神社ノ尊嚴ヲ保持スルニ努ムヘシ

第四條 火災盜難等ノ預防ニ付テハ周到密ヲ期シ常に警戒注意ヲ爲スヘシ

第五條 神社所藏ノ寶物、貴重品、古文書等ニ付テハ嚴重ニ整理保存スヘシ

第六條 神社ハ神社金品ノ出納及財産ノ管理ニ關シ平素其ノ會計收支ヲ明確ニシ苟モ公私混淆ノ虞アルヘカラス

第七條 神社ハ境内ノ祠木ニ付森嚴ナル風致ヲ保ツニ努メ其ノ所屬林園ニ付テハ保護徂教ヲ辦ルヘカラス

第八條 神社ハ常に氏子及崇敬者ノ敬仰尊皇ノ思想ヲ助長シ兼ネテ地方風教ノ肅正ヲ期スヘシ

第五條 神社所藏ノ寶物、貴重品、古文書等ニ付テハ嚴重ニ整理保存スヘシ

第六條 神社ハ神社金品ノ出納及財産ノ管理ニ關シ平素其ノ會計收支ヲ明確ニシ苟モ公私混淆ノ虞アルヘカラス

第七條 神社ハ境内ノ祠木ニ付森嚴ナル風致ヲ保ツニ努メ其ノ所屬林園ニ付テハ保護徂教ヲ辦ルヘカラス

第八條 神社ハ常に氏子及崇敬者ノ敬仰尊皇ノ思想ヲ助長シ兼ネテ地方風教ノ肅正ヲ期スヘシ

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low contrast.)

4 郵政ノ傳給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

大正十二年十月二日總務第一〇六八號
關東廳 内務局長 通告

郵便ノ件ニ就テハ從來各地方ニ於テ適宜措置相成居候所見目今別紙標準
ニ依リ可然郵政計相煩度尤モ郵政ノ相與ニ就テハ社務ノ狀況等ヲ參酌
シ更ニ充分研究ヲ爲ス必要有之ヤニ存候得共差違リ別紙ニモキ郵政ヲ
シテ其ノ意分ヲ全クシ一面社務ノ整備ヲ期セシメラレ度此段及通牒候
通テ別紙標準各社ヘ一枚宛郵配付相成度候

「別紙」

郵政ノ傳給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

一 傳給

- 一 神職ノ俸給ハ月俸トシ七十圓以上二百圓以下ノ範圍ニ於テ適宜
 當該神社ヨリ之ヲ支給スルコト
- 二 月俸百圓以上ノ神職ニ對シテハ在職一年以上ヲ經過スルニ非サ
 レハ増給セサルコト
- 三 三年以上月俸二百圓ヲ受ケ切演義著ナル者ニ對シテハ社務ノ狀
 況ニ應シ月俸二百五十圓迄支給スルコトヲ得
- 四 神職他ノ神社ノ神職ヲ兼スルトキハ當該神社ヨリ兼務手當ヲ支
 給スルコト
- 兼務手當ハ月額トシ五圓以上タルコト
- 五 神社ハ神職ノ月俸又ハ兼務手當ノ外社務ノ狀況ニ應シ手當ヲ加
 給スルコトヲ得

一、神職ノ俸給ハ月俸トシ七十圓以上二百圓以下ノ範圍ニ於テ適宜當該神社ヨリ之ヲ支給スルコト

二、月俸百圓以上ノ神職ニ對シテハ在職一年以上ヲ經過スルニ非サレハ増給セサルコト

三、三年以上月俸二百圓ヲ受ケ切演義著ナル者ニ對シテハ社務ノ狀況ニ應シ月俸二百五十圓迄支給スルコトヲ得

四、神職他ノ神社ノ神職ヲ兼スルトキハ當該神社ヨリ兼務手當ヲ支給スルコト

兼務手當ハ月額トシ五圓以上タルコト

五、神社ハ神職ノ月俸又ハ兼務手當ノ外社務ノ狀況ニ應シ手當ヲ加給スルコトヲ得

二 給 與 金

一 添一年以上脚社ニ奉仕シタル者疾病其ノ他ノ事情ニ因リ退職シタル場合ハ當該脚社ヨリ退職手當ヲ給與スルコト

退職手當ハ最終俸給ノ十分ノ五ニ奉仕年數ヲ乘シタル金額以上タルコト

二 脚社奉仕中死亡シタルトキハ副統退職手當ノ外富外脚社ハ社務ノ狀況ニ應ジテ成ルヘク相當ノ死亡手當ヲ其ノ遺族ニ給與スルコト

三 脚社奉仕中ニ傷疾疾病ヲ受ケ又ハ其ノ他災禍ニ罹リタルトキハ當該脚社ハ其ノ傷疾疾病又ハ災禍ノ程度ニ應ジテ成ルヘク療治ノ實費又ハ相當ノ慰給料ヲ支給スルコト

四 脚社ニ奉與スヘキ年未償勞金ハ月俸又ハ兼務手當月額ノ十割以三

十割以下トスルコト

三 旅 費

一 脚車社務ノ爲旅行シタルトキハ當該脚車社ヨリ支給スヘキ旅費ハ實
費ニ依ルコト

二 特殊ノ事情アルモノニシテ日當、宿泊料及車馬費ニ就キ定額旅費
ヲ支給スルトキハ左ノ各額ヲ超エサルコト

日當（一日ニ付）五圓、宿泊料（一夜ニ付）十圓、車馬費（一里ニ
付）一圓二十錢

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

[Faint, illegible text on the left page]

[Faint, illegible text on the right page, possibly a list or table]

